

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会 議 年 月 日	令和6年9月6日（金曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午後4時15分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出 席 委 員 (8名)	委 員 長 砂田 典男 副委員長 長坂 則翁 委 員 柳 大地 岡田 実 西尾 彰仁 伊藤 幾子 平野真理子 上杉 栄一		
欠 席 委 員	なし		
委 員 外 議 員	坂根 政代 岩永 安子		
事 務 局 職 員	議 事 係 長 谷島 孝子	調 査 係 主 事 小林 舞実	
出 席 説 明 員	【総務部】 総 務 部 長 竹間 恭子 次長兼総務課長 濱岡 直樹 総務課課長補佐 蔵増 彩 行財政改革課長 宮崎 学 行財政改革課参事 米田亜希子 行財政改革課課長補佐 黒田 洋太 財 産 経 営 課 長 金谷 幸一 財産経営課課長補佐 中島 祥太 資産活用推進課長 福井 一朗 資産活用推進課課長補佐 西川 裕二 【総務部 税務・債権管理局】 税務・債権管理局長兼市民税課長 吉田 彰克 収 納 推 進 課 長 池原 章博 市民税課課長補佐 谷本 泰志 収 納 推 進 課 長 補 佐 中瀬 淳 【総務部 人権政策局】 人権政策局長兼人権推進課長 谷口 恭子 次長兼中央人権福祉センター所長 川口 寿弘 中央人権福祉センター参事 岡部 孝志 【危機管理部】 危 機 管 理 部 長 森山 武 危 機 管 理 課 長 田川 新一 危機管理課参事 中本 克章 危機管理課課長補佐 北村誠太郎 【企画推進部】 企 画 推 進 部 長 塩谷 範夫 企画推進部経営統括監 河井登志夫 政策企画課長 上田 貴洋 政策企画課課長補佐 酒本 晶恵 政策企画課地方創生推進室長 西田 茂樹 政策企画課地方創生推進室室長補佐 遠藤 幸二 文 化 交 流 課 長 中村 和範 文化交流課課長補佐 城市 索 次長兼デジタル戦略課長 山根 寿彦 デジタル戦略課参事 松田 仁史 デジタル戦略課課長補佐 上田 芳郎		

	【市民生活部】 市民生活部長 河口 正博 地域振興課長 山名 常裕 地域振興課課長補佐 有田 博 協働推進課長 小森 毅彦 協働推進課参事 山根 優子 協働推進課課長補佐 西垣 拓二 次長兼市民課長 北村 貴子 市民課参事 植田 光一 市民課課長補佐 田中 直美 【環境局】 環境局長兼生活環境課長 山根康子郎 生活環境課参事 林 公博 生活環境課課長補佐 池原 洋右 【総合支所】 福部町総合支所長 米澤 裕治 福部町総合支所副支所長 福山あゆみ 【福祉部】 次長兼保険年金課長 池上 朱美 保険年金課課長補佐 藤本 嘉宏 【都市整備部】 まちなか未来創造課長 筒井 真二 まちなか未来創造課課長補佐 河上 大輔 【出納室】 会計管理者兼出納室長 横尾 賢二 出納室室長補佐 山内 倫代
傍 聴 者	1 人
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時58分 開会

【総務部・危機管理部】

◆砂田典男委員長 皆様、おはようございます。

（ ） おはようございます。

◆砂田典男委員長 時間には少し早いですが、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日の日程ですが、まず、総務部・危機管理部の議案説明、報告、請願・陳情審査、その後、企画推進部の議案説明、報告、請願審査、続いて、市民生活部の議案説明、報告、最後に、出納室の議案説明、報告という流れとしておりますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、竹間総務部長に御挨拶をいただきたいと思います。竹間総務部長。

○竹間恭子総務部長 はい。おはようございます。総務部の竹間です。本日の総務部・危機管理部の御説明させていただく案件といたしまして、議案が3件、報告が4件ございます。まず、議案ですが、議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分ということで、歳出ベースで、総額約7,300万円と、債務負担行為1件でございます。次に、議案104号鳥取市税条例の一部改正についてということで、個人市民税の寄附金控除対象特定非営利活

動法人の指定の取消しについてでございます。そして、議案第120号工事請負契約の締結についてということで、青谷町総合支所大規模改修工事施工に伴うものでございます。

次に、報告といたしまして、報告第24号、25号ですが、これは、令和5年度の決算に基づく健全化判断比率、そして、資金不足比率について、御報告申し上げます。

その他の報告といたしまして、公共施設包括管理委託の優先交渉権者の決定についてということで、8月23日にプロポーザルを実施し、相手先が決定いたしましたので、御報告させていただきます。また、支払い督促の申立てについてということで、それぞれ担当課から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

◆砂田典男委員長 審査に先立ちまして、申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明をお願いいたします。宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）所管に属する部分について御説明いたします。説明に当たりましては、A4横、資料1、総務企画委員会説明資料（9月補正）に沿って説明させていただきます。なお、一覧の資料の左に、予算書並びに事業別概要のページを振っておりますので、併せて御覧いただければと思います。また、歳入につきましては、歳出の特定財源として説明ができるものについては、省略をいたしております。

それでは、2ページを飛びまして、3ページを御覧ください。款繰入金、基金繰入金、地域振興基金繰入金、補正額が1億2,778万5,000円でございます。こちらは、このたびの一般会計補正予算で提案しております、所管は文教経済委員会になりますが、企業立地促進補助金、こちらの補正財源として活用するものでございます。

続きまして、次の段、新型コロナウイルス感染症緊急対策基金繰入金、補正額が2,857万円でございます。こちら、このたびの補正予算で提案しております物価高騰対策、指定管理施設の処遇改善など、17事業の財源として活用するものでございます。なお、これは、令和5年度の物価高騰対策に活用するため、令和4年度に、一般財源を減して、2.7億円を積み立てたものでございまして、令和5年度で全額予算計上いたしました、決算実績で3,836万4,000円の残余が出たため、本年度の物価高騰対策の財源として活用しようとするものでございます。

続きまして、款繰越金、前年度繰越金、補正額が1億8,967万8,000円でございます。こちらは、このたびの一般会計補正予算（第3号）、総額10億2,673万8,000円、こちらに必要となる一般財源でございます。なお、前年度繰越金につきましては、このたびの定例会で決算の認定を受けると、実質収支と繰越金が確定いたします。額としましては、20億5,440万7,000円でございます。残額につきましては、今後の補正予算の一般財源として計上していきたいと考えております。歳入については、以上でございます。

◆砂田典男委員長 金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 財産経営課の金谷でございます。よろしくお願いいたします。それでは、これから、歳出につきまして、御説明のほうをさせていただきます。同じく資料1、5ページを御覧ください。款総務費、総務管理費、財産管理費、庁舎管理費です。事業名は、総合支所整備事業費、5ページの一番最初の事業でございます。総合支所整備事業費の中で、旧国府町総合支所につきましては、隣接する県道の改修工事のタイミングに合わせ、昨年度、跡地の建物の解体工事を行い、更地に戻し、今後、利活用を検討していくこととしておるところです。この解体工事に伴いまして、周辺の家屋につきまして、工事の影響による損害が生じていないかどうか、事前に行った調査を基に、今年度、旧国府町総合支所解体工損調査の事後調査を、6件24棟につきまして実施をいたしました。その結果、そのうち、4件4棟について損害が確認されたため、それに対する損害補償金の支払いに必要な額として、57万5,000円の増額の補正をお願いするところでございます。なお、この補正予算の財源は、全額一般財源でございます。

続きまして、同じページ、事業としましては、次の段になります。事業名、財産管理事務費についてでございます。予算書は28ページ、事業別概要は15ページ下段でございます。円護寺にあります市有施設内の水路につきまして、豪雨時に、周辺から水路に流れ込む流入水が、近隣住宅敷地に流れる危険性があるため、今年度、改修工事費として予算を計上させていただいておるところです。この工事につきまして、詳細設計が完了し、工事につきまして、地元と協議を行う中で、近年、特に多発しているゲリラ豪雨等への十分な対策をする必要があるという考えになりまして、降雨時に、対象水路に流れ込む雨量の見直しを行い、その増加する雨量に対応できるように、水路の高さを500ミリから1,000ミリに変更するなど、設計の変更を行わせていただき、その変更に伴い、必要となる工事費につきまして、増額分として、613万2,000円を増額補正させていただくことをお願いさせていただくものでございます。なお、この財源につきましては、緊急自然災害防止対策事業債610万円を充てることとしております。事業についての説明、以上です。

◆砂田典男委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。同じページを続けてお願いいたします。総合防災対策費でございます。防災情報統合DX化事業費2,890万円の増額をお願いするものでございます。予算書は28ページ、事業別概要は18ページの上段でございます。この事業の内容としましては、大きく2つございまして、まず1つ目としましては、災害に関する様々な情報を集約して表示する、防災ポータルサイトの新規整備、2つ目としまして、現在利用しております災害情報共有システムに関して、先ほどの防災ポータルサイトでありますとか、国・県が導入を現在進めております防災システムに呼応した、連携機能の追加整備を行うものでございます。このうち、防災ポータルサイトにつきましては、気象情報や土砂災害警戒情報、避難所開設情報など、災害時の様々な情報を集約して提供するほか、地図を活用して、避難情報の発令地域が確認できるようにするなど、観光客などの地理に不慣れな方にも対応し、皆さんに適切な避難行動を取っていただけるよう、新たな災害時の情報伝達手段として整備しようとするものでございます。財源は、地方債、緊急防災・減災事業債で全額を賄うこととしており

ます。

その下の項目でございます。感震ブレーカー設置促進事業費でございます。40万円の事業費をお願いするもので、こちらは新規事業となります。事業別概要、予算書のページは同じです。この事業は、能登半島地震での輪島市での大規模火災におきましては、原因として、地震による停電後、通電しての電気火災の可能性が高いとされているところでございまして、本事業では、震災時に、自動で電気をシャットアウトする感震ブレーカーの設置促進を図り、震災時の火災を防止しようとするものでございます。補助対象者は、電気工事を伴う感震ブレーカーを設置しようとする世帯で、補助率は2分の1、4万円を上限に補助するものでございます。本事業は、県と協調して行うもので、財源は、県補助金2分の1を充当を見込んでおります。以上でございます。

◆砂田典男委員長 吉田局長。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 市民税課、吉田でございます。資料のほうは、めくっていただいて6ページ、徴税費、税務総務費、固定資産評価審査委員会費でございます。補正予算書は30ページ、31ページとなります。事業別概要は16ページ上段となります。まづもって、事業別概要書の記載に誤りがございましたので、大変申し訳ございませんが、訂正をお願いしたいと存じます。事業別概要書、事業の概要という項目の真ん中辺りの（1）の段の令和5年度固定資産課税台帳に登録と記載しておりますが、正しくは、令和3年度、3年度の課税でございましたので、おわびして訂正いたします。大変申し訳ございませんでした。

こちらにつきましては、まず1つ目でございます。固定資産税に関します土地の評価に不服があるといったしまして、固定資産評価審査委員会に審査申立てがあった案件につきまして、当委員会の決定に不服があるということで、その決定の取消しを求める訴訟が、令和6年5月に提起されたものでございます。このことに対応するための弁護士への着手金55万円。

また、2つ目といったしまして、土地の課税地目に対する不服について、訴訟の第1審で、相手方の主張が棄却され、広島高裁松江支部に控訴がなされてございました案件、本年6月議会で、弁護士への着手金を補正予算計上させていただいた事案でございますけれども、こちらにつきまして、7月に、相手方の控訴の請求を棄却する判決が言い渡されました。その後、期限内に上告のほうになされずに、判決のほうが確定いたしましたので、弁護士への成功報酬、こちら44万円、合わせて99万円を補正予算計上させていただくというものでございます。

続きまして、同じく資料6ページ、その下の令和6年度定額減税補足給付金事業費、こちらでございます。事業別概要が16ページの下段、補正予算書は30ページ、31ページ、同じでございます。この定額減税補足給付金、こちらにつきましては、納税者及び配偶者を含めました扶養親族1名につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度個人住民税1万円、計4万円を、これ減税するという仕組みにおきまして、所得から算出されます税額よりも、その定額減税額のほうが大きくて、控除し切れないという場合、そう見込まれる方に対しまして、その控除し切れない、引き切れない額を1万円単位切り上げて、給付金として支給をさせていただくというものでございます。当初予算の段階では、給付金の額を14億5,000万円と見込んでございましたが、給付金のこの事務処理基準日、こちら、6月3日になってございまして、その課

税の状況で算定いたしましたところ、14億8,447万円でございました。当初予算との差額3,447万円を補正予算計上させていただくものでございます。なお、財源につきましては、全て、国の物価高騰対応の臨時交付金、こちらを充てさせていただくということでございます。また、給付につきましては、8月9日より開始してございまして、順次、振込等を実施させていただいてるところでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。同じページの下のほうになります。消防費、款消防費、項消防費、目消防施設費、消防施設等整備費の消防ポンプ車格納庫建設事業費でございます。これは、125万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。この事業は、県道の拡幅工事に伴い、その支障となる高住地内の旧松保分団消防格納庫の解体工事を行い、当該物件を撤去しようとするものでございます。財源は、全額県からの移転補償費で賄うこととしております。危機管理課所管分は、以上でございます。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。それでは、債務負担行為について、御審議をお願いしたいと思います。予算書11ページ、事業別概要書は59ページとなります。ふるさと納税返礼品ブランディング業務に係る債務負担行為でございます。事業の詳細は、債務負担行為の概要にて説明させていただきます。

まず、事業の目的でございますが、夏までの期間限定の返礼品、梨・カキ・ブドウなど、こちらを中心にブランディングに取り組み、本市返礼品の魅力を向上させ、寄附の増加を図るものでございます。そのためにも、来年度4月から、本事業に着手したいと考えているものでございます。

事業の内容でございますが、おいしそう、または、みずみずしいといった、シズル感あふれる返礼品の撮影や、ライティングとあって、商品の説明にストーリー性を持たせたり、また、生産者の顔を掲載するなど、商品の魅力を高めてまいります。また、インターネットユーザーに対して、ウェブ広告を行い、寄附額の増加を図るものでございます。

事業費でございますが、令和6年から令和7年まで、449万9,000円をお願いするものでございます。

今後のスケジュールですが、本年10月には、公募型プロポーザルで事業者の募集を行い、11月には、優先交渉権者を決定し、令和7年4月より、業務を開始したいと考えてるものでございます。

以上で、一般会計補正予算、歳入、歳出の説明を終わらせていただきます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や、字句の確認等はございますか。大丈夫ですか。長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 いいですか。田川課長、私、聞き漏らしたんかも分からんけども、さっきの6ページの小型ポンプ消防格納庫の解体工事の関係ですね。県道の拡幅によってということだけでも、場所を言われたですかいな。私、聞き漏らしたと思う。どこですか。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。高住地内でございます。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。そのほかの委員の皆様で。大丈夫ですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 ここで、議案説明の終了した部署は御退席ください。

議案第104号鳥取市税条例の一部改正について（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、引き続きまして、議案第104号鳥取市税条例の一部改正についての御説明を、執行部お願いします。吉田局長。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 市民税課、吉田でございます。議案第104号鳥取市税条例の一部改正についてでございます。付議案のほうは7ページ、資料は、2の2ページからということとなります。

改正の目的と内容でございます。特定非営利活動法人十人十色様につきまして、鳥取市控除対象特定非営利活動法人の指定期間が満了後、1年間更新の申出がございませんでしたので、その指定を取り消して、個人市民税の寄附金控除対象法人から除くというものでございます。

なお、今回の更新につきましては、法人様側より、見合わせたいという御意向であるということの確認をさせていただいてるところでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するということとし、所要の経過措置を規定するということといたします。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第120号工事請負契約の締結について（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、次に、議案第120号工事請負契約の締結について、執行部、御説明をお願いいたします。金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 財産経営課、金谷でございます。続きまして、議案第120号工事請負契約の締結について御説明させていただきます。付議案は51ページです。併せて、資料2の付議案等説明資料の5ページ、青谷町総合支所大規模改修についてを御覧ください。

まず、付議案51ページ、工事請負契約の締結につきましてです。本件は、鳥取市青谷町総合支所大規模改修（建築）工事の施工に係るものでございます。鳥取市青谷町総合支所につきましては、地域の災害応急対応活動に必要な施設であることから、防災拠点としての機能強化を図るとともに、市民が利用しやすい施設となるよう、バリアフリー化を図るものです。今回の請負契約、契約方法は一般競争入札、契約金額は2億3,430万円、契約の相手方は、鳥取市青谷町総合支所大規模改修（建築）工事、やまこう・千代田特定建設工事共同企業体であります。

続きまして、資料2の5ページを御覧ください。本工事の内容につきまして、少し御説明させていただきます。工事の内容につきましては、5ページ右側の配置図にございますA棟につ

きまして、庁舎の屋上の防水や外壁の改修、内部改修等を行うとともに、同じく、配置図の中で黄色く色をつけております部分に、玄関の風除室や、車椅子を使用される方のための屋根付きの駐車場や歩廊の整備工事を行うものでございます。また、あわせて、B棟、青く色をつけている分ですが、この部分は、A棟の工事期間中に、仮庁舎として運営をするために必要な内部改修工事を行うものです。

工期につきましては、資料5の2に表記させていただいておりますが、まず、B棟の改修工事、そして、その後、仮庁舎への移転につきまして、12月中に行うこととしておりまして、それが終わり次第、1月から、A棟の改修工事及び玄関風除室等の増築を行い、令和7年11月までの工期を設定しているものでございます。

以上、工事請負契約の締結について御説明させていただきました。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、ここで、議案説明のみで、報告のない部署は御退席ください。

報告第24号令和5年度の決算に基づく健全化判断比率について（説明・質疑）

報告第25号令和5年度の決算に基づく資金不足比率について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、報告に入ります。報告第24号令和5年度の決算に基づく健全化判断比率について、それと、報告第25号令和5年度の決算に基づく資金不足比率についてを一括して、執行部、御説明をお願いいたします。宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎でございます。それでは、報告第24号、第25号について御説明いたします。説明に当たりましては、9月2日に、決算資料としてお配りをいたしました、こちらの資料3に沿って行わせていただきたいと思います。Side Booksのほうにも表示をさせていただきます。

では、1ページを御覧ください。こちらは、毎年議会に報告させていただいておりますが、平成19年6月に成立しました地方公共団体の財政の健全化に関する法律によりまして、監査委員の審査に付した上で、議会へ報告をし、御了解いただければ、住民へ公表することが義務づけられた、そういったものでございます。中ほどに記載の5つの指標のうち、①～④までが、報告第24号となる健全化判断比率、そして⑤、こちらが、報告第25号となります資金不足比率でございます。

具体的には、後ほど説明いたしますが、結論から申し上げますと、下段に記載のとおり、令和5年度の決算におきまして、本市の指標は全て、国が示す判断基準以下となっております。

続きまして、2ページを御覧ください。こちらは、指標の対象の範囲と本市の会計区分を、図式化したものでございます。まず、実質赤字比率は、一般会計等と記載しておりますが、これは、いわゆる普通会計と言われるものでして、全ての自治体が統一した会計範囲で判断するもので、本市の場合は、一般会計と記載の5つの特別会計が該当いたします。次に、連結実質

赤字比率につきましては、一般会計等6会計に加えまして、公営事業会計3会計、公営企業会計8会計を連結し、判断するものでございます。次に、実質公債費比率は、これまで申し上げました17会計に加えまして、東部広域など、一部事務組合へ繰り出す公債費相当額も含めて判断するものです。次に、将来負担比率は、全会計と一部事務組合に加えまして、土地開発公社など、外郭団体の負債のうち、本市が負担するものを含めて判断するものでございます。最後に、資金不足比率につきましては、それぞれ公営会計の事業規模に応じて判断するものでございます。

それでは、具体的な数字を報告させていただきます。3ページを御覧ください。まず、①の実質赤字比率、そして、②連結実質赤字比率でございます。こちらにつきましては、一般会計等について、20億6,939万7,000円の黒字、全会計のほうは、下のほうに三角つきで書いておりますけれども、三角ってということは、赤字が三角ということですので、結果としては、黒字と読み取っていただけたらと思います。連結のほうは、117億8,941万5,000円の黒字ということで、それぞれの比率は、マイナス表示となり、基準内ということとなりました。

続きまして、4ページを御覧ください。こちらは、実質公債費比率ということで、実質的な公債費が、財政規模に対して何割になっているのかということです。こちらは、結果から申し上げますと、対前年度0.1ポイント増の8.8%となっております。算定方法は、囲みの中に記載しておりますが、まず、分子につきましては、地方債の元利償還金は、計画的な起債償還が進んでおりますので、繰上償還や特定財源を抜いたところでも、0.7億円の減少となっております。準元利償還金、下のほうに記載しておりますが、こちらにつきましては、④番、債務負担に基づく公債費、こちら、市民体育館の整備で増額となっております。一方で、②番、公営企業会計、下水など、そして、③番の組合等、こちら、東部広域等の償還が進んだことから、減額となっております。また、⑤番の一時借入金につきましても、コロナ禍では資金不足ということで、一時借入金が少し増えておりましたが、そちらも落ち着いてきたということで、準元利償還金も、全体としては1億円の減で、それから引き算をいたします基準財政需要額算入額、いわゆる、交付税の中で、どれぐらい起債の償還分が入ってくるのかってことですが、こちら、起債の償還が進んだことから、1.4億円の減額となりました。結果、分子としましては、対前年度0.3億円の減となる、記載のとおり38億6,407万8,000円となっております。

続きまして、分母につきましては、税收の増などにより、標準財政規模が3.8億円増加いたしました。需要額算入額は、先ほども説明しましたとおり、減少しております。その結果、分母につきましては、対前年度5.2億円の増となる、427億9,119万1,000円となりました。

結果といたしまして、実質的な公債費となる分子は減り、財政規模となる分母が増えたことから、5年度の単年度としては、前年度に比べて、減額となる9.0となっておりますが、この中に、ちょっと表としては入れておりませんけれども、令和2年度が、単年度で8.8でございました。これは、3年度ぐらいから、可燃物処理などの償還が本格化したことで、2年度までは、少し数字が低かったということがございます。この2年度の8.8が抜けたことで、今回9.0でございましたので、結果として、3年平均では、0.1ポイント増となる8.8%ということになったということでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。こちらは、将来負担比率でございます。対前年度で見ますと、2.5ポイント増の65%となりました。算定方法につきましては、囲みの中に書いてありますが、まず、分子について、将来負担額は、資料の下半分に記載しております。それぞれ概略を説明いたしますと、まず、①の地方債現在高は、繰上償還も含めまして、起債の償還が進んだことで、34.8億円の減となっております。一方、②番の債務負担行為に基づく支出予定額、こちらは、先ほども説明しましたとおり、市民体育館の整備によりまして、31億1,000万の増となっております。③番は、下水道などが、④番は、先ほど申しました東部広域などの償還が進んだため、減、⑤番の退職手当支給予定額は、人件費の増加などで増となっております。⑥番につきましては、土地開発公社、⑧番につきましては、三セクということで、これは、県の産業振興機構、⑦、⑨、⑩は、本市には該当がありませんでして、全体として、これらを含めると、将来の負担額は18.9億円の減となっております。ここから、充当可能基金や特定財源、交付税措置額を引いたところで、結果、分子としましては、対前年度13.9億円の増となる278億2,615万4,000円となりました。

一方、分母につきましては、先ほどの実質公債費比率と同様で、対前年度5.2億円の増となり、記載の数字となっているところでございます。

結果といたしましては、将来の負担となる分子のほうの増加割合が、財政規模となる分母よりも大きかったことから、対前年度2.5ポイント増の65%という結果になったものでございます。

続きまして、6ページは、資金不足比率を一覧で記載しております。こちら、公営企業会計8会計とも、資金不足は発生しておらず、全てマイナス、またはゼロの表記となっております。

その次のページ、7ページ、8ページには、これまでの結果の推移、それ以降の9、10につきましては、用語の一覧を添付しておりますので、また御覧いただけたらと思います。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

（「なし、ありません」と呼ぶ者あり）

公共施設包括管理委託の優先交渉権者の決定について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、引き続きまして、公共施設包括管理委託の優先交渉権者の決定について、執行部、御説明をお願いいたします。福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。それでは、資料2、6ページを御覧ください。公共施設包括管理委託事業の優先交渉権者を決定いたしましたので、御報告いたします。

本事業は、庁舎、学校、保育園など、89施設の維持管理業務や、130万円未満の修繕を一括委託するものでございます。本年5月8日に公告を行いまして、約3か月間募集を行ったところ、1者から応募がありました。8月23日、プレゼンテーション及びヒアリングにより、プロポーザル選定委員会を開催いたしまして、日本管財株式会社、こちらを優先交渉権者としたも

のでございます。提案額は、5年間総額で23億7,253万3,000円でございます。

表の事業開始スケジュールでございます。これから、日本管財と、現地確認ですとか仕様書等の精査を行いまして、11月の契約締結に向けて準備を進めてまいります。また、来年2月～3月には、駅南庁舎5階に管理センターを設置することとしております。本事業の導入によりまして、日本管財のほうで、新たに4名の新規地元雇用を予定されておられます。

その下、市内事業者への対応でございますが、12月より、説明会や個別面談を行いまして、3月には、日本管財と契約を締結していただく流れとなります。

今後、日本管財と、2週間に1回程度協議を行いまして、市内事業者への平等な発注機会の確保と、市内発注率の向上に努めてまいりたいと考えております。

今後の協議状況につきましては、12月定例会の本委員会においても、また御報告させていただこうと考えるところでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 本件ですが、日本管財さんは、兵庫県の西宮市に本拠をするということで、小規模修繕、多分、地方自治法167条2項で、随意契約ができるような規模を設定されとるんだろうと思いますけれども、市内企業さんに、しっかりと、こういう小規模ですので、小規模登録されとる事業主さんも、たくさんおられるわけで、50万以下とかありますけれども、この辺を、大手に取って、県外っていいですか、市外の業者に取られないように、しっかりと、その辺を監視といいですか、気をつけていただきたいという意見を申し上げます。以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 日本管財は、優先交渉権者になったんだけど、鳥取市で、ほかの施設等々で、この日本管財っていうのは、どこかに入ってますか。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 日本管財さんは、今は本庁舎と、あとは市立病院、こちらのほうの管理委託を行っております。以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 その場合に、さっき、西尾委員のほうから、これは予算審査だったかな、決算審査だったかな、委員会として、今回の包括管理委託については、地元業者ということと、それから、要するに、いわゆる価格のダンピング、下請っていうか、請負のほうが困らないようにというような、委員会の報告は出したんだけど、市立病院と、それから、ここの本庁舎等々で、この日本管財が管理委託をやっておられるんだけど、業者のほうは、どういう状況で使っておられるか、その辺りの実態が分かれば教えてやってください。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 市立病院のほうはちょっと分からないんですけど、本庁舎につきましては、エレベーターとか発電機以外は、もう全て地元企業になっております。また、本市が業務委託する場合も、全て本市に、本店または営業所がある者っていうことで、地産地消を一番最初うたいますので、地元でできないもの、エレベーター、発電機、これ以外は、も

う全て地元業者の発注になっております。以上です。

◆砂田典男委員長 いいですか。そのほかの委員の皆様で。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 応募されたのが1者だけで、8月23日にプロポーザル方式で行われて、選定委員会で優先交渉権者として、日本管財さんが選定されたということなんですけど、結局、いろいろ仕様書だったり、募集要項だったり、いろんな情報がホームページに提供されてる中で、ここが、今のところ選ばれてるんですけど、その選定委員会の中でね、やっぱりこう、どういうふうな評価があったのかとか、これからやっていくに当たって、どういうことに気をつけてほしいとか、もっとこういうところをこうしてほしいとか、そういったような意見とかがあったのかどうかっていうのが知りたいんですよね。こういうプロポーザルの方式を取られてる事業によっては、その選定委員会の公表みたいなものが公表される、うん。どういう意見があったとかね、どういうところがよかったとか、いろいろ、そういうことが書かれてるのが出たりするので、市民体育館なんかはそうだったんですよね。だから、何でそれが出るのと出ないのとの違いがあるのかも、何か私もよく分からないんですけど、この選ばれましたっていうだけでは、ちょっと分かりにくいところも多々あるので、もし、そういうことが示していただけるのであれば、次の委員会でも構いませんから、情報提供はしていただきたいと思うんですが、その点はどうでしょうか。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一郎資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。プロポーザル選定委員会で、鳥取市の委員から一番大きく出たのは、やっぱり地元雇用、これについては、一番質問が、どうやって地元雇用を進めていくのか、伸ばしていくのか、こういったのが、一番多く質問が出たところでございます。

先ほど、伊藤委員さん言われました、選定委員会の状況でございますが、議事録、概要については、また御提出をさせていただこうと思っております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。それは、よろしくお願いします。

それで、スケジュールのこの市内事業者に対する説明会云々って書いてるのは、この対象者、この市内事業者の対象者っていうのは、小規模修繕に登録されてる方だけなのか、それ以外もあるのか、ちょっとそこら辺、教えてください。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一郎資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。こちらの説明会は、修繕事業者だけではなくて、委託事業、こちらを請け負っとられる事業者も含めてでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 この包括管理委託っていうのは、いろいろ課題はあると思ってます。それで、市内事業者さんを、本当にたくさん使っていただくっていうのは、すごく大事なことなんですけど、この委員会で視察に行つて、思ったのは、例えば、修繕費用を決めるんは、この事業者じゃなくつて、市なので、市が、どんだけの修繕費用だとかね、そういったものを出すかによ

って、市内事業者に対する仕事量が変わってくると。もう私は、そういうふうに視察に行っていて感じてきましたので、そういったことも含めてね、やっぱり考えていく課題っていうのはあるのかなというふうには思ってます。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほか、よろしいですか。岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。すみません、岡田です。改めて確認なんですけれども、この包括委託の中で、今度、事業開始ですね、令和7年の事業開始のときの、そのときの管理会社さん、要は、市内の業者さんなんですけども、そういったところは、最初、初めて発注するときには、ほぼ同じ会社さんになるような形で、それは当然、今、委託を受けている会社さんに説明をした上で、ほぼ横スライドっていうんですか、そんな形で契約していくような形で聞いてたんですけれども、その辺りは、実際にはどうなりますでしょうか。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。令和7年度につきましては、岡田委員さんの言われたとおり、ちょっと混乱を避けるために、今の事業者を、そのままスライドするような形で考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 ありがとうございます。あと、もう一つ確認なんですけども、今、例えば、昨今の最低労働賃金が上がったこと、それから、物価高騰がまだ続いていること、そういったことが、どんどん、今、市場が変わってきてる中で、このたび契約したわけなんですけど、そのマネジメント・フィーの部分もあるんですが、実際の今の地元の業者さんですね、そこに対する委託の発注額、その予算っていうものについては、この契約の中には、そういった物価高騰であったりとか、賃金アップのことっていうのは、どのくらい考慮を、今されてるものなんでしょうか。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。日本管財から提出されました、この提案額なんですけれども、これの維持管理業務費につきましては、日本管財が、全て、今の事業者様に、今後5年間の上昇分を含めた見積りを下さいっていうことで、見積りをいただいております。その積み上げによって、この提案額っていうものは出ておりますので、そういった将来的なものについては、加味した金額っていう具合に、私のほうでは認識しております。以上です。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 すみません。改めて、もう一回、最後の質問なんですけれども、今回、5年間、債務負担行為で契約していくわけなんですけれども、その5年間の途中に、何かまた経済状況が変わったりしたときに、例えば、今回の指定管なんかでも、補正といいますか、組み替えていったように、この包括管理委託についても、そのときに合わせて、補正とか、そういったものは組み直すような考えっていうものはございますでしょうか。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。人件費が、やっぱりすごく

高騰したような場合ですと、やはり、また、我慢しろってということはいけませんので、その場合は、債務負担行為の、また取り直しってということで、また議会にお諮りするような形になると思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほか、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

支払督促の申立てについて（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、引き続きまして、支払い督促の申立てについて、執行部、御説明をお願いいたします。池原課長。

○池原章博収納推進課長 収納推進課、池原でございます。それでは、支払い督促の申立てについて報告いたします。委員会資料2の7ページを御覧ください。

まず、支払督促の申立ての報告でございますが、平成25年に制定しました、市の歳入、債権の徴収に係る支払い督促の取扱内規によりまして、債権額が100万円を超える案件につきましては、事前に委員会へ報告することとなっております。このたび、債権の請求額が100万円を超える案件1件につきまして、報告させていただくものでございます。また、債権につきましては、市営住宅等使用料ということでありましても、令和3年4月に、収納推進課に移管となっております。今現在、収納推進課において対応中であることから、総務企画委員会において報告させていただくものでございます。

それでは、資料（1）になります。債権の種類ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、市営住宅等使用料でございます。

賃貸借期間でございますが、平成14年4月1日から令和4年11月1日までの賃借料になります。

支払い督促の相手方ですけれども、このたびは、主債務者のみとしております。

請求金額ですけれども、348万6,133円となっております。内訳は御覧のとおりでございます。

経過としまして、令和3年4月、収納推進課に徴収事務を移管しております。退去後、毎月定額を分納する約束というふうにしておりましたが、度々不履行が発生しておりまして、その後、債務の確認書等も取っておるんですけれども、それでも、また再度、納付が滞るといようなことが発生している現状があるため、確実な納付を促すということで、支払い督促を実施する予定でございます。

申立て後ですけれども、まずは、やはり、引き続き丁寧に対応をしていきたいというふうには考えておりますが、なかなか履行に結びつかないという場合には、強制執行の手続なども視野に入れて考えていかないといけないなとは思っているところでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。本件について、委員の皆様からの質疑、御意見等はいかがでしょうか。柳委員。

◆柳 大地委員 この後の手続は、もう肅々とでいいとは思いますが、ちょっとここまでの評価というか、恐らく、職員さんも、丁寧に対応を今までしてきたの今があると思うんですけど、かなり金額が膨らんでくると思うんですけど、もうちょっと早い段階で、何とかならなかつ

たのかっていう、手続上、もうやっていくしかないと思うんです、そこら辺の評価というのが、収納推進課なのかどうかという、どこが評価するのかっていうところもあると思うんですけど、一応、今、担当課として、どういうふうに見られてますでしょうか。

◆砂田典男委員長 池原課長。

○池原章博収納推進課長 収納推進課、池原でございます。この案件につきましては、移管する前から納付が滞ってて、担当課においても、ちょうど納付がなくて、かなり膨らんだ時期が、平成20年から平成28年頃ということになりまして、まだこの頃は、担当課、所管課も建築住宅課になるんですけども、まだまだ案件をたくさん抱えてた時期という部分もありまして、対応が、その時点で、進むことが進まなかったというのが、やはり大きな要因でありました。その中で、少しずつ連携しながら、収納推進課とも案件を少しずつ解決をする中で、やはり、こういった大きい困難なものが残ってきて、令和3年4月に、ようやく移管を受けて、こちらのほうで対応を始めたというところです。議員がおっしゃるとおり、できれば、初期の段階で、もっと早く対応してできていれば、本人さんも、ここまで膨らむことはなかったのかなというのは、評価としてはしておりますので、できれば、今、ほかの所管課の皆さんにも、ヒアリング等で、毎年、年3回ほどしているんですけども、早い段階から、できれば相談してください、早い段階で、難しかったら、収納推進課のほうに移管をしてくださいということを、今は行っておりますので、できる限り、こういうような案件がないようには、今後はしていきたいというふうに考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 今後も、同じようなケースもあるのかなと思ってて、そこへの、何か対策として、ある程度、この金額ベースなのか、期間ベースなのか分からないですけど、それが、こう、どの段階になったら、今言われてるように、相談をすればいいみたいのっていうのは、ほかの課の皆さんは周知されてるものなんでしょうか。

◆砂田典男委員長 池原課長。

○池原章博収納推進課長 それぞれに所管課、かなり債権が、いろんな部署であるんですけども、物によって、大きいものもあれば、金額が少ないものもあります。我々としましては、金額が大きかろうが少なかろうが同じことですので、金額が小さくても、督促を出して催告をして、例えば、もうそのまま、なかなか反応がないでありますとか、その後、その反応がないっていうのも、そう二、三か月というスパンですけどもね、あれば、移管いただければということで話をしていますし、納付約束をして、分納約束等をして、不履行になって、催告をして、また二、三か月、やはり履行いただけないというのが判断した段階で、すぐ移管してたりとか、相談するようになるとことは話をするとでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。そのほかの委員の皆様で。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。退去後って書いてあるんですけど、いつ退去したんでしょう。

◆砂田典男委員長 池原課長。

○池原章博収納推進課長 収納推進課、池原です。退去は、令和4年の11月7日でございます。ですので、ちょっと説明をしておりますんですが、内訳のところにある損害賠償金というの

がありますけれども、これが、退去をしていただかないといけなかった1日～7日の7日間分が、この金額に当たります。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 ちょっと平成14年からで、これだけの金額になってて、基本、令和3年4月に、収納推進課に移管されたっていうことだから、それまでは部署が違って来るんですけども、ちょっと担当課で抱える案件が、いっぱいあったっていう御説明もあったんですけど、確かに、住むとこだから、むちゃくちゃなことはできないんですけども、ちょっと私、国保とか市税とかね、何かそれで、結構、徴収って、厳しいことしてたのが、過去においてあったので、ちょっと、この衝撃的に私は受け止めてるんですけども、だからって、厳しく取り立てっていうわけじゃないんですけども、本当に、払える状況があって、こう分納の約束を、こうされてきたのか、本当に、ちょっと生活実態を、どうつかんでたのかなっていうのは、不思議に思うんですけども、部署が違うので、そこは言えないけれども、結局、このね、毎月定額を分納する約束となってたけど、なかなかこうね、していただけないっていうことで、それで、一応、担当課としては、支払える能力があるというふうに見込んでるから、こういうふうにされるんですかね。

◆砂田典男委員長 池原課長。

○池原章博収納推進課長 収納推進課、池原です。今現在、この主債務者に関しましては、収入があるという部分は把握しておりますので、そこは、全額どうなるかっていうのは、やはり、もちろん、今の段階では分かりませんが、そのようなことも視野に入れてるということでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 先ほど、柳委員も言われましたけど、やっぱりここまでに至らないように、収納推進課に来るまでの対応っていうのは、また改めてね、庁内で意思統一をしていただけたらと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほか、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、請願・陳情審査は、委員のみで、質疑、討論、採決を行います。執行部の皆様は、御退席ください。ありがとうございました。

令和6年請願第5号日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出を求める請願 （質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、続いて、請願・陳情審査に入ります。

まず、令和6年請願第5号日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出を求める請願について、委員の皆様からの質疑、御意見等はございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 まず、この請願については、令和2年、それから令和4年と、同趣旨の請願が出ておるわけですけども、それと、その当時の請願の、あるいは内容と、大きく変わったことがあるのかなということが、これは誰に聞いたらいいいんだろう。紹介議員、誰だったっけ。

岩永議員さんか。それから、もう一点は、令和3年に、いわゆるオブザーバー参加を日本政府に求める意見書の提出、これは、採択をされたという経過があります。オブザーバー参加、まず、その会議録見てみると、まず、オブザーバー参加から始めるんだというような、委員会でも議論があって、そのオブザーバー参加することによって、その会議の中で、どこまで発言ができるかは別として、日本の立場であったり、被爆国としての、そういったものを、ほかの批准の参加、参加してる政府に話をするというようなことであったんじゃないかなというふうに、会議録を見る限りは思うんですけども、まだ、我が国の政府が、まだオブザーバー参加に、参加してるという事実がないわけですし、ですから、何も進んでないといえども何も進んでないような状況です。

そういったところの中で、このたびの批准を求める意見書の提出という、その意図がちょっとよく理解ができるところがありまして、出せば、それこそいいという、誰でも出せるお話なんだから、それはそれでいいんだけど、これが、令和2年、令和4年に2回提出されて、いわゆる不採択になった中で、今回もこれ、出されてると。前回のあれを見てみると、令和4年、ちょっと待ってくださいよ、令和4年の分については、例のロシアのウクライナ侵攻等々があって、非常に、その状況が変わってるんだということの、そういった書き方はあったんだけど、これも、委員会、あるいは、これ、請願ですから、本会議では不採択となったんだけど、今回、同じ趣旨の分が出されたんですけども、その件について、そのオブザーバー参加で、私から言わせればですね、まず、オブザーバー参加をして、再度、政府に意見書を出すというような状況から始めていかないと、いかないとというよりも、意見書としては、オブザーバー参加は採択をされたんだけど、それは、まだ、議会として採択をしたんだけど、現実としては参加をしてないというような状況であるならば、オブザーバー参加を促すほうが、それこそあれじゃないかなと私は思うんで、その当たりのちょっと議論ができればと思いますけれどもね、はい。

ですから、この前半の委員会で結論を出すのかどうなのか、私は、前半の委員会でもいいとは思ってるんですけども、基本的には、この請願については反対という立場であります。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 令和2年、令和4年、同じような趣旨が出てて、不採択になってると。それとは別に、オブザーバー参加を求める、それは意見書として上げたということで、何がどう変わってるのかっていうのがあったんですけど、これは、うちの会派の議員が紹介議員になってますから、もう会派で当然、話をしてることなので言いますけど、請願事項としては、それこそ核兵器禁止条約に署名して批准することを国に求めているということで、これは一貫して言われていることなんです。ただ、何が変わってるかっていうと、やっぱり情勢が変わってるっていうふうに、私たちは捉えています。

この請願趣旨に書いてあるように、まず、広島・長崎にね、原爆が投下されてから、今年は79年目、来年は80年ということで、被爆者の方の平均年齢が、本当にね、年々高くなっていて、もう高齢化してる。その被爆者の方たちが、本当に自分たちが生きている間に、その核兵器禁止条約ができたっていうことも、すごく、もうこれは動かしたことだし、でも、日本は

署名も批准もしてないから、本当に生きている間に、もうぜひ、それを実現させたいという思いで出されてきてるもんだというふうに思っています。だから、何ていうんですかね、過去において、不採択になってるからといって、この願いが諦められるものでもなくって、やっぱり、何としても実現させたいということで出されてきていると思っています。

それで、中段のところ辺にも書いてますけど、署名した国、批准した国のね、数も出てますし、ちょっとずつ増えてきてるということと、あと、下のほうに、ロシアのプーチン大統領のことがありますけど、実際問題、核抑止ってということで、核抑止論っていうのでね、前回も多分、そういうので意見が割れたと思うんですけども、結局ね、核を持ってることで、それが抑止力になるっていうことをずっと言われてきてるんだけど、プーチン大統領が、今年に入っても、その発言の中で、何かもう、本当に使うぞみたいな、もうそういうことまで言い出してきてるわけですよね。だから、持ってるだけじゃなくって、本当に、持つことイコール、実際に使うぞみたいなことが、もう起こりかねないような、そういう状況になっているということもあって、すごくやっぱり危機感を持っておられるわけです。

前もありました、核保有国が入っていない条約なんだからっていう意見もありましたけれども、やっぱりこの条約に、署名・批准する国が増えれば増えるほど、核を持っている国に対する、それが抑止力になるっていうふうに考えておられるから、こういうふうに、諦めずにね、請願を出してきてるというふうに私たちは思っていますので、確かに、オブザーバー、オブザーバーのあれは、本当に出てほしいし、それは当然、やってくれば、もう本当にありがたいですけども、段階論っていう考えもあるかもしれないけれども、やっぱり、この日本の国に、署名・批准をしてほしいっていうね、そこには被爆者の方たちの、大きな思いがあるので、そういうことで、今回出されてきたんだっていうふうに理解をしてるところです。以上です。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 考えというか、今回、かなりこれ、勉強したといいますか、読んだんですけども、今まで、あんまりこういった議論をしたことなくて、特に、これは、国際情勢に当たることですので、いま一度、こう確認するに当たってなんですけども、そもそも、この日本っていうのは、安保、日米安全保障条約の中にあって、そして、よく言う、何か核の傘とかですね、そういう中で守られているんだと。もし、この読んでくる中でなんですけど、もし、今回のこの核兵器禁止条約に批准したんならば、アメリカから見たときに、この日本っていう国は、じゃあ、日本単独にやったらどうだろうとかですね、そういう懸念もあるんだみたいなのを読むに当たってなんですけど、そこで思ったことなんですけど、こういった、日本って、被爆国でありながら、でも、批准していない。さっき言ったように、オブザーバーとしても参加しなかった、オーストラリアは参加したんですけど、日本は参加していなかった。何でこんな矛盾した、しかも、さっき、伊藤委員さんが言われたように、被爆された方の気持ちに寄り添ったならば、入るべきじゃないかっていうのがありながらも、なぜ、じゃあ、それをしないんだっていうところを見たときに、そもそも日本っていう国は、この今のロシアも含めてなんですけども、外交っていうものを、どこまでやってるんだっていうのが全然分からなくなってきた、もうそうになると、憶測だけが飛んでしまうんです。だから、この話っていうのは、国際情勢が絡んでき

まして、それを、確かに、その寄り添った側でいけば、今回のその請願っていうのを出したら、気持ちとしては、なるのかも分からないんですけど、多分、日本、国がこれを見たときに、真摯に考えれない、さらに、もっと大きな重みがあるものを抱えてるので、これを、果たして出して、今、どこまで政府が聞いてくれるんだろうかと思うときに、非常に迷ってしまったというところの意見なんですけども。だから、むしろ、この矛盾、なぜ矛盾があるのに、日本は、この批准に入らないのかっていうところを、政府は、その被爆者に対してもなんですけども、ちゃんと理由を説明、まだしてないから、こんな状況になってるんだっていうところを思っているところでは、ちょっと議論の中でなんですけど、そんなことを思いながら、今読んできたっていうところです。ちょっと、まず思いです。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 今まででもそうなんですけれども、この批准するっていうことは、一刻も早くって、目指すべきことだというふうに考えますし、そういうふうに持っていかなきゃいけないと思いますが、先ほどから言ってる、保有国と非保有国との間にあって、日本が被爆国だからこそできる役割っていうことで、この橋渡しをしていくんだっていう立場に、日本はあると思うんです。であるならば、まずは、そのオブザーバーとして、その話合いの中に、こう食い込んでいくっていうことは重要なことなんですけど、これができてないっていうことが問題だというふうに思います。この請願の趣旨は分かりますし、今、伊藤委員が言われたように、大事な説明ではありますので、理解できるんですが、まず、やはり、この我々が先に出した意見書のオブザーバーっていうところについて、力を入れていくことが必要じゃないかなっていうふうに思います。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「ありません、なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、質疑を終結いたします。

討論はございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 私は、賛成の立場で討論をします。やはり、本当に被爆者の方たちの思いを考えれば、これは当然のことだと思います。それから、広島であったG7で、岸田首相は、核抑止力、そのことを言ったんですよね。やっぱり核抑止っていう考え方では、やっぱり核兵器は、本当になくなっていかないと思います。やっぱりこれは、その国際問題とか、外交問題とか、その安保の問題だとか、いろいろそれはあるんでしょうけれども、そもそも日本っていうのは、非核三原則、これなんですよね。やっぱり、この非核三原則の立場でいくと、核を持たない、作らない、持ち込ませない、それでいくとね、やはり、この核兵器禁止条約っていうのは、本当に日本の国として、署名・批准すべきものだと思います。やはり、核抑止論じゃなくて、廃絶を目指してるわけなので、それで、核保有国と、持っていない国との橋渡し、そういう言葉もよく言われますけれども、この橋渡しをするためにも、その条約に署名・批准っていうことが必要だと考えますので、この請願に賛成したいと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほか討論はございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 この核がなくなるということは、誰しも思ってることです。それは、さっき、

唯一の被爆国である我が国が、やはり、核は絶滅すべきであるし、そういう思いが非常に強いということです。日本が主導した核兵器の廃絶決議、これは、百六十数か国の賛成を得て採択されておるわけですし、ですから、全く、その核兵器廃絶に対して、それは反対するものでも、もちろんはないんです。ただ、現実的な問題からすれば、今までの議論もありますけれども、やはり、核を持っている国と持たない国、あるいは、持っている国に、ある程度、その核の傘という形で守られているというような国というような状況からすれば、たちまち我が国が、この核兵器の条約にという、署名、あるいは参加、署名、あるいは参加するということは、なかなか難しいというふうに私も思いますし、まずもって、まず、オブザーバーということで、我々議会としては、このオブザーバー参加については、採択して、国に意見書を出している、これをもっと、それこそ広げていくという方向から始まらないと、なかなか難しいというふうに私は思います。以上です。ですから、このたびのこの請願に対しては、反対いたします。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、討論はございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で討論を終結いたします。

これより、令和6年請願第5号日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出を求める請願を採決します。本請願の採択に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手少数と認め、本請願は、不採択と決定しました。

それでは、不採択理由の確認をさせていただきたいと思います。委員の皆様からの御意見等がございますか。先ほど出ました委員の意見の中で、正副委員長で後ほどまとめて、皆さんに提出ということによろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 では、そのようにさせていただきます。

それでは、これで請願審査を終わります。

令和6年陳情第3号母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する意見書の提出を求める陳情（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 続いて、陳情審査に入ります。令和6年陳情第3号母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する意見書の提出を求める陳情について、委員の皆様から、質疑、御意見はございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 同様の陳情が、何年か前にあったんです。この方じゃないんだけど、別の人がだったと思うんだけど、その際は、不採択、それは、国の責任で、もし、これを上げるのであれば、国がそれこそ、責任を持ってすべきものであって、地方議会からこれを審査すべきものではないということで、たしか不採択になったと思うんです。不採択理由、ちょっとまだ読んでませんから、分かりませんが、ここで審査する陳情内容ではないというふうには私は思います。却下ということじゃないんだけど、できれば、不採択というふうには思います。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 私も、ちょっとこれは不採択だと思います。ここに書かれてあることが、事実かどうかという確認が、ちょっとやっぱりできないので、審査できませんので、不採択だと思います。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、令和6年陳情第3号母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する意見書の提出を求める陳情を採決します。本陳情の採択に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手なしと認め、本陳情は、不採択と決定いたしました。

それでは、不採択理由の確認は、先ほど出ました意見の中で、委員長・副委員長が取りまとめて、皆様のところに資料提供させていただきます。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、これで陳情審査を終わります。

以上で、総務部・危機管理部を終わります。

【企画推進部】

◆砂田典男委員長 それでは、続きまして、企画推進部に入ります。

まず初めに、塩谷企画推進部長に御挨拶をいただきたいと思います。塩谷部長。

○塩谷範夫企画推進部長 失礼いたします。企画推進部長の塩谷でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案の説明としましては、議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）所管に属する部分、また、報告といたしまして、報告第23号公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について、また、第2期鳥取市創生総合戦略及びデジタル田園都市国家構想交付金事業の令和5年度実績報告について、また、旧本庁舎跡地工事に伴う市民会館の対応について、そして、新たな文化施設の整備に関する基本構想の策定についてということで報告をさせていただきます。

まず、補正予算の歳出につきましては、歴史的建造物保存活用事業費や、旧本庁舎跡地活用事業費など、総額187万5,000円の増額をお願いするものでございます。また、債務負担行為の補正につきましては、指定管理施設の職員の処遇改善のため、鳥取市民会館と城下町ととり交流館について、管理運営費の増額をお願いするものでございます。

次に、報告であります。報告第23号は、鳥取環境大学評価委員会から、鳥取環境大学の令和5年度業務実績評価と、第2期中期目標期間に係る業務実績評価について報告がありましたの

で、地方独立行政法人法の規定により、報告をするものでございます。報告の2点目は、第2期鳥取市創生総合戦略と、デジタル田園都市国家構想交付金事業の令和5年度実績について、それぞれ報告をするものでございます。報告の3点目は、旧本庁舎跡地広場整備工事に伴う市民会館への影響と対応について報告をするものでございます。報告の4点目は、新たな文化施設の整備に関する基本構想の策定について、会議の役割や委員構成、進め方などについて報告をするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ関係課長のほうから御説明のほうを申し上げます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 審査に先立ちまして、申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にしていたきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いいたします。上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。説明資料は、資料1、総務企画委員会補正予算説明資料、企画推進部の部に沿って説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、2ページを御覧いただきたいと思います。左側の科目、総務費、総務管理費、企画費、総合企画費、（麒麟のまち創生推進事業費）です。予算書は29ページになっております。事業別概要は20ページ上段です。事業別概要で説明させていただきますので、事業別概要20ページの上段を御覧いただきたいと思います。20ページ上です。

麒麟のまち創生推進事業費ということで、事業の概要の中の経過及び背景を御覧いただきたいんですけども、麒麟のまち圏域では、圏域の市町で連携しまして、様々な取組を行っております。このうち、圏域住民の相互理解を図る取組としまして、エリアプロモーション事業という事業を実施しております。この事業ですけれども、令和5年度は、圏域にあります、自然ですとか催物、いろんなものを題材にしまして、それにSDGsも絡めてですね、この圏域の題材と、SDGsにちなんだイラストと写真と川柳を募集する事業を行いました。そこで入選した作品につきましては、圏域の市町で巡回展示するという取組でございまして、イベント名が、麒麟のまちで見つけた！SDGsキャンペーンということで行いました。このキャンペーンの財源ですけれども、国のデジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプという財源を使っております、補助率は2分の1ということでございます。

事業の内容のところを御覧いただきたいんですけども、令和5年度の麒麟のまちエリアプロモーション事業の財源として活用した、このデジ田交付金の事業実績を事務局で整理してありましたら、補助対象外の経費を、誤って補助対象に算入していることが分かりました。補助金、記載しておりますけれども、補助金の交付総額は118万9,000円でございますが、正しく計算した交付額としましては、115万5,000円となっております、この差額3万4,000円を、国に返還するための予算措置をお願いするものでございます。

なお、誤って補助金算入に含めておりました経費でございますが、賞品の特産品の詰め合わ

せなどの費用でございまして、この交付金のルールにおいては、個人の方への給付に関する経費というものは対象外というものでございます。説明は以上です。

◆砂田典男委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。続きまして、その下段、城下町とっとりまちづくり推進事業費です。予算書は29ページ、事業別概要は21ページ上段を御覧ください。内容は、歴史的建造物保存活用事業費です。補正額は119万9,000円です。これは、人事院勧告及び地方自治法の改正により、令和6年度から、会計年度任用職員の勤勉手当が支給されることになったことから、指定管理施設である、城下町とっとり交流館、高砂屋の指定管理職員のうち、正職員以外の4人分の人件費を再算定し、処遇改善を行うことによる増額です。財源は、新型コロナウイルス感染症緊急対策基金繰入金を充てております。以上です。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。続きまして、その下の、旧本庁舎・第二庁舎跡地活用事業費です。予算書29ページ、事業別概要は、ちょっと戻っていただきまして、20ページ、今度は下段のようになります。

まず事業別概要を御覧いただきたいんですけども、事業の概要に記載しておりますが、旧本庁舎の跡地活用につきましては、本年度から2か年で、防災機能を備えた緑地広場などを整備してまいります。今後、整備する広場が、長く市民の皆様に愛され、利用される施設となり、さらに、本市はもとより、麒麟のまち圏域にお住まいの方からも親しんでいただけるような施設にしていきたいというふうに考えております。そこで、広場につきましては、愛称を広く募集させていただきたいというふうに考えております。

元の資料1、補正予算の説明資料のほうを御覧いただきたいと思います。3ページです。カラフルなページに、資料をつけております。3ページでございしますが、緑地広場等の愛称募集についてということでございます。1番の経緯につきましては、先ほど説明させていただいたとおりなんですけども、緑地広場の名称については、条例上の名称とは別に、愛称を募集させていただきたいというふうに考えております。

その下の水色で網かけをしてる部分ですけども、広場の管理運営方法ということでございまして、「緑地広場等」の設置及び管理に関する条例を、新たに制定させていただきたいなというふうに考えております。令和7年2月の市議会定例会に、条例を提案させていただければということで、準備を進めていきたいなというふうに考えております。また、以前からも、議会からも御意見いただいておりますけども、管理運営につきましては、指定管理者制度を活用させていただきたいというふうに考えております。

その下、2番、補正額でございしますが、59万6,000円ということで、内訳は、選考委員さんの報酬ですとか賞金、これが、報償費ということで5万5,000円、チラシ印刷等の需用費が25万7,000円、新聞折り込みなどが、役務費ということで28万4,000円ということになっております。

3番の募集の概要でございしますが、応募資格は、記載の麒麟のまち圏域にお住まい、通勤・通学の方ということです。応募点数は1人1点ということで、そのほか、愛称の条件ですとか、

賞品、副賞につきましては、以下記載のとおりでございます。

裏面、4ページを御覧いただきたいと思います。応募の方法につきましては、電子申請または用紙で考えております。

（6）番の周知方法としましては、市報などの市の広報媒体を活用することと、チラシを新聞折り込みで、圏域内に入れさせていただいて周知したいと。それから、麒麟のまち圏域の学校ですとか大学を通じまして、児童・生徒、学生に周知をして、子供から大人まで、多くの方に申し込んでいただきたいというふうに考えております。

その下の、（7）番、審査の流れでございますが、3段階考えておりまして、1次選考としまして、事務局で、著作権ですとか商標登録などに、何かこう問題がないかというような事務的な審査をさせていただいて、2次選考ということで、審査員の方に、特に推薦したい作品を数点選んでいただいて、最終選考としまして、対面による選考と書いておりますが、こちらは、審査員が直接相對して、こう審査会をするという意味で、ちょっと紛らわしいんですけども、応募した方に来ていただくという対面ではなくて、審査員が相對して審査するという意味でございます。それによりまして、2次選考で通過した作品を各自持ち寄りまして、最終的に審査、選考するというような流れを考えております。

（8）番の審査員につきましては、記載しておりますが、まちづくりですとか、中心市街地活性化に関わっていただいている若者を中心に、7名程度でできないかというふうに考えております。

最後の議決を得た後のスケジュールというところでございますが、11月上旬に募集を開始し、12月中旬に締め切りまして、選考を経て、2月中旬に結果発表、3月下旬には表彰式というような段取りで進めることができないかなというふうに考えております。説明は以上です。

◆砂田典男委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。それでは、資料戻っていただきまして、資料1の2ページを御覧ください。下段にあります款教育費、項社会教育費、目市民会館管理費です。予算書は41ページ、事業別概要は21ページの下段を御覧ください。内容は、市民会館施設管理費です。補正額は4万6,000円。これは、先ほどの高砂屋と同じく、指定管理施設である市民会館の施設職員のうち、正職員以外の1人分の人件費を再算定し、処遇改善を行うことによる増額となります。財源も、同じく新型コロナウイルス感染症緊急対策基金繰入金を充てております。

続きまして、債務負担行為の概要について説明いたします。予算書は11ページ、50ページ、事業別概要は60ページ、61ページです。事業別概要で説明いたしますので、60ページ、61ページを御覧ください。

まず、60ページですが、こちらのほうは、市民会館の管理運営費に係る債務負担行為で、61ページは、城下町ととり交流館、高砂屋に係る債務負担行為です。

先ほど、資料1でも説明しました9月補正予算は、令和6年度1年分の人件費となります。令和7年度か10年度までの4年分の人件費について、債務負担行為をお願いするものです。

市民会館は、指定管理者の鳥取市教育福祉振興会へ支払う指定管理料、4年間の合計61万

1,000円、高砂屋は、鳥取市文化財団へ支払う指定管理料、4年間で585万2,000円の限度額の追加補正となります。議決後、変更基本協定の締結、変更年度協定の締結をする予定となっております。

以上で、補正予算の企画推進部の所管に属する部分の説明を終わります。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

報告第23号公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、報告に入ります。

まず、報告第23号公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について、執行部、御説明をお願いいたします。上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。説明資料は、9月定例市議会付議案の冊子を御覧いただきたいと思います。付議案の冊子のページは55ページになります。55ページ、報告第23号の公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価についてというところがございます。先ほどもございましたけども、地方独立行政法人法の規定に基づきまして、環境大学の評価委員会から報告がありました、令和5年度の業務の実績評価と、第2期中期目標期間の業務実績評価、この2つについて報告させていただきます。

まず、57ページを御覧ください。こちら、まずは、令和5年度の評価でございますが、57ページ記載の5名の委員さんで、評価委員会を設置して評価をいただきました。5月から7月にかけて、3回行っております。

続きまして、少し飛びますが、最初に70ページを御覧いただきたいと思います。まず、こちらが、最小項目別評価というものでございます。これは、隣のページ、71ページ以降の最小項目別に、大学側が、まず自己評価を行いまして、1点から5点まで点数をつけます。それを、評価委員会が、ヒアリングですとか意見交換を行いまして、評点を確定していくという作業をしております。これを基に、大項目別評価、そして、全体評価という3段階で流れていくというものでございます。

戻っていただきまして、62ページを御覧いただきたいと思います。大項目別評価と書いてあります。ここから65ページにかけてが、この大項目、大学の教育等の質の向上などの大項目別に評価を行っております。先ほどの最小項目別評価の点数を、この大項目ごとに単純平均しまして、S～Dまでの5段階で評価をするというようなものでございます。

少し戻りまして、59ページを御覧ください。最後に、大項目別評価です。この59ページの下に、全体評価の算出方法ということで記載しておりますけども、この大項目別評価の点数に、記載のウエートをかけまして、全体評価がSからDの5段階で評価するというようなやり方になっております。というような仕組みで評価をしておるんですけども、次から、評価の概要を説明させていただきます。60ページを御覧ください。

60 ページ、まず、全体評価でございます。評価はA評価ということで、年度計画を十分に達成、評点 3.6 ということで、昨年度もAでございましたが、引き続き、Aであったというところでございます。

下の評価コメントを御覧いただきたいんですけども、まず、平成 30 年度から始まりました第 2 期中期目標期間は、大学の可能性を切り開くということで、発展期と位置づけまして、地方創生を推進するため、地域の様々な期待に応えるような取組を展開してこられております。

最終年度となります令和 5 年度でございますが、令和 3 年度から、カリキュラム改定ですとか副専攻制度を、着実に推進・運営しておられまして、A I ・数理・データサイエンス教育研究センター、こちらを設置されるなど、教育の質の向上に向けて、積極的に取り組まれたということで評価をいただいております。

また、安定的な経営確保の観点につきましては、県内外の高等学校への積極的な情報発信などの取組を進めておられまして、入学定員充足率、引き続き、目標を達成しているというところでございます。

しかし、一方で、少子化による受験者数の減少や、大都市の市立大学を志望する学生の増加によりまして、令和 6 年度の全入試の志願者倍率が 2.9 倍となりまして、目標の平均、国立大学平均以上を下回ったというところでございます。この傾向につきましては、今後も続くということが予想されますので、危機感を持って経営に取り組むことが必要というような御意見をいただいているところでございます。

また、令和 5 年 5 月のコロナの 5 類移行によりまして、多くの授業やイベントなどが、対面で実施可能となりました。コロナ禍で導入した授業支援システム、これをコロナ後も活用したりですとか、国際交流などをオンラインを活用して実施するなど、デジタルと対面をうまく組み合わせ取り組んでおられるというところを評価されております。

それから、法人経営、重要課題につきまして、経営戦略を練る場としまして、戦略会議を設けられたということでございます。第 3 期中期目標期間や、その先の将来を見据えて、重点課題を設定して、具体的、具体策の検討を行われているというところでございます。

右側の 61 ページを御覧ください。一方でということですが、県内就職率につきましては、令和 5 年度の率が 19.1%と、前年度よりも下落したということと、これにつきましては、引き続き、就職支援センターを中心とした、低学年時からのキャリア教育などの取組に加えまして、県内就職した卒業生からの話を聴くような取組を、充実をしてほしいということと、県内就職率向上に向けて、手厚い学生支援、引き続きお願いしたいということで、評価委員会から御意見を、これはいただいております。

それから、またということからですけども、5 年度の県内入学率は 21.2%ということで、こちらも、前年度よりも低くなっているというところでございます。引き続き、県内の高校への学長さんの訪問ですとか、県内の高校との相互理解関係を進めていただいて、または、保護者への働きかけですとか、卒業生の県内就職状況などもアピールをしていただいて、県内入学者を着実に積み増していただきたいというような御意見を、委員会からいただいております。

続きまして、62 ページを御覧ください。ここからは、先ほどの大項目別評価になります。評

価と特記すべき事項と記載しておりますけども、こちら、全体評価で概要を説明させていただいたので割愛させていただいて、評価点のみ説明させていただきます。

まず、Ⅰ番の大学の教育等の質の向上、こちらは、評点 3.6 で、昨年度と同じ A 評価ということでございます。

右側 63 ページ、Ⅱ番目の業務運営の改善及び効率化、3.5 で、こちらも、昨年度と同じ B 評価ということでございます。

64 ページを御覧ください。64、Ⅲ番目の安定的な経営確保・財務内容の改善、こちら、3.7 で、昨年度と同じく、こちらも A 評価でございます。

下のⅣ番、点検・評価・情報公開、こちら 3.8 で、昨年度と同じく A というところでございます。

それから、65 ページ、Ⅴ番目のその他業務運営、3.1 で、こちらも、昨年度と同じく B というところございました。

その下、今後、取り組むべき課題でございます。Ⅰ番目の大学の教育等の質の向上につきましては、少子高齢化の進展など、地方の活力低下が問題となっている中で、引き続き、地域貢献ですとか、人材の養成をはじめ、将来を見据えた大学運営に取り組んでいただきたいということを指摘されております。

それから、その下のポツになります。学生支援に関する取組です。ヤングケアラーが社会的な問題となっているという中で、看護師ですとか、ケアマネなどの相談員が相談できる窓口を設置して、学生が、より相談しやすい環境を整備されていると。一方で、障がいのある学生への支援については、各種取組がされているところですけども、専門知識を持つスタッフによるサポートの導入をするなど、きめ細かな支援を行っていただきたいと。

それから、学生から、各種支援補助制度について、情報が 1 つにまとまっておらず、なかなか必要な人に届いてなんじゃないかという声がございましたので、学生への情報発信の方法についても検討していただきたいと。

食堂に関して、一部の学生から、利便性を改善してほしいという声もございましたので、事業者と一緒に、食堂の維持改善に努めながら、次のページ、お願いします。66 ページです。学生の満足度向上を図って、努めていただきたいと。

それから、SDGs の推進ということで、鳥取商工会議所の工業部会と連携してるんですけども、それ以外の会員の企業とも連携を図ったりですとか、県中部・西部の企業とも連携を検討していただくなど、県全体の活性化に貢献していただきたいと、また、県内就職率の向上にもつなげていただきたいということでございます。

それから、令和 6 年度入学者に占める県内出身者の割合について、こちらも着実に積み増していただきたいと。

表の下からになります。県内就職率、令和 5 年度卒業生というところでございますが、引き続き、向上に向けて取り組んでいただきたいと。卒業生から話を聴くような取組の充実ですとか、県内企業の求人開拓、こちらも実施して、県内就職率、着実に積み増していただきたいというようなことでございます。

それから、隣の67ページ、表の下になります資格取得支援、こちら、学生が資格取得を行うための支援体制を整備されたいというようなことを課題として上げられております。

以降、Ⅱ番からですね、68ページにかけて、大学のデジタル化ですとか、志願者の安定確保、大学の実勢や強みが伝わる広報に取り組むというようなことを課題として上げておられます。

71ページを御覧いただきたいと思います。はい。こちらが、最小項目別評価でございます。こちら、150ございますが、たくさんありますので、評点が2点ということで、一番低かったところのみ説明させていただきます。この71ページですと、下のほうになります、46番、ナンバー46、県内就職率の向上、中期目標期間中の30%の達成というところで、2でございました。4年度の卒業生、先ほどございましたが、19.1%ということで、前年度よりも下落していると、目標に遠いということで、評点2ということでございました。

それから、少し下の49番、就職に役立つ資格取得の支援、こちら2ということで、令和5年度は48人ということで、年度目標の100に達しなかったということで、2ということになっております。

続きまして、75ページを御覧ください。ここからが、第2期中期目標期間の評価書となっております。中期目標、こちらは、6年間の計画期間中に、4年度までの実績で、最終評価を見込んだ、見込み評価というものを行いまして、その後、6年間の実績をまとめて、最終評価を行うという流れになっております。環境大学のこの第2期中期目標は、令和4年度に、一度、見込み評価というものを行ってございまして、今回が最終評価ということになります。評価方法は、先ほどの年度評価と同じような、同じやり方になっております。

79ページを御覧ください。こちら、全体評価となっております。全体6年間通じて、評価はAということで、評点は3.6ということでございました。4年度に実施しました見込み評価、中間評価のようなものなんですけれども、その時点、Bでございましたので、1段階上がったということでございます。

下に、全体評価のコメントを掲載しております。先ほどと若干重複する部分がありますが、なるべく簡潔に説明させていただきます。3段落目の大学の教育等の質の向上というところで、こちらにつきましては、3年度から副専攻を導入したことですとか、先ほどのAI・数理・データサイエンスのセンターを設置したと、人材育成に取り組んだということを書いております。

それから、その下の業務運営の改善につきましては、学長の特命事項や、部門横断的な課題に対応する組織を整備して、リーダーシップの下に取り組まれたと。

それから、安定的な経営確保については、令和3年度の入学増、入学定員の増に合わせて導入した、県内向けの推薦型選抜ですとか、高校への働きかけなどで、安定的な大学経営を行っている。

その下のその他業務運営につきましては、環境を冠とする大学としまして、脱炭素に取り組んでいるということの評価いただいております。

それから、またということからで、令和元年度後半から始まったコロナ対応では、危機対策本部会議を設置しまして、適時適切に対応されたということで、評価委員会が評価されまし

て、A評価ということでいただいております。

80 ページを御覧ください。大項目別評価ということで、先ほどと同じようなつくりになっております。内容については、こちら、割愛させていただいて、点数のみ見ていただきたいんですけども、Ⅰ番目の大学の教育等の質の向上、こちら 3.7 で、見込み評価のときと同じく、A 評価であったということでございます。

それから、隣の 81 ページになります。Ⅱ番目の業務運営の改善及び効率化、A ということで、3.6 でございました。見込み評価のときはB評価でしたので、1 段階上がっております。

それから、Ⅲ番目の安定的な経営確保・財務内容の改善、A、3.6 ということで、こちらも、見込み評価Bだったんですけども、1 段階上がっております。

それからⅣ番目、下になります。点検・評価・情報公開、記載は 82 ページになります。82 ページですけども、A評価、3.6 ということで、こちら、見込み評価のときと同じでございます。

V 番目のその他業務運営につきましては、評点 3.0 でBと、見込み評価もBでございました。

その下に、今後、取り組むべき課題ということでございます。大学の教育等の質の向上、こちらは、18 歳人口の減少、東京一極集中が進んでいるということで、受験生から選ばれる大学となるための魅力づくりですとか、情報発信の取組を検討してほしいということでございます。

それから、次のポツの大学院でございしますが、入学者の増加に向けた取組を検討していただきたい。

それから、その下、県内就職率向上に向けては、多くの学生が、早期から、県内企業ですとか、地域の人々と関わる機会を創出する取組について検討してほしいということをお願いしております。

それから、資格取得支援につきましては、次のページになりますが、学生の資格取得の現状分析をして、効果的な支援を検討してほしいということでございます。

その下です。小規模大学ならではの一人一人に向き合った大学の強みを生かして、心の問題への相談対応など、専門家へ相談が、ちゃんとつながるような体制づくりを検討されたいというようなことを上げております。

それから、産学官連携、こちらは、取組を全県に展開されたと、されたいというようなことを、委員から課題として上げておられます。

以降、Ⅱ番～Ⅴ番にかけて、効率的な大学運営を図られたいですとか、入学者・志願者の安定確保、大学のブランドイメージの確立など、課題として上げていただいております。

86 ページを御覧ください。はい。86、こちら、最小項目別評価です。こちらは、63 項目になっておりまして、6 年間の評価の推移も掲載しております。この表の真ん中辺りに、見込み評価とありまして、これが、令和4年度に実施した4年間の中間評価の列、欄になります。それから、一番右側が最終評価ということで、このたびの最終評価、見込み評価を踏まえた最終評価となっております。

見込み評価のときから評価が変わった5つの項目に限って、説明させていただきます。この 86 ページですと、左から、左から5列目のナンバーと書いてあるところです。ナンバーの13 番になります。13 番の教員の適正な配置等、こちら、教員配置などの体制強化を行ったということ

で、見込みが、評価のとき、3でしたけども、1ポイント増えて4ということになっております。

それから、少し下になります。ナンバー23番、23番の就職に役立つ資格取得の支援、こちらは、令和4年度は、資格取得の実績が、おおむね年度目標に達しておりましたけども、5年度は下回ったということで、見込み評価の4から1つ下げて、最後、最終は3になってるというところでございます。

それから、ナンバー30の研究実施体制等の整備、こちらは、教育の研究活動を制度面で支援したということで、研究費助成の申請件数が、年度目標を達成したということで、見込み評価は3でしたけども、1つ上げて4ということでございます。

87ページを御覧ください。87ページは、45番の大学の効率化・合理化、こちらは、重点事項を設定した戦略的な予算編成ですとか、経営戦略を練る会議を開催したということで、取組は前進しているということで、見込み評価3から、1つ上げて4ということでございます。

それから51番、競争的外部資金の獲得、先ほどのナンバー30と同じ理由で、1ポイント上がって4ということでございます。

最後に、89ページを御覧ください。中期目標で定めた数値目標の達成状況の推移をまとめております。こちら、全部で28項目ありまして、右側ですね、達成状況、達成となっている項目が、28のうち15項目、それから、一部達成が8項目、未達成5項目ということになっております。お読み取りいただければと思います。説明は以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。柳委員。

◆柳 大地委員 66ページ、お願いいたします。県内出身者の割合というところなんですけど、個人的には、もうこれは全然、僕は、全然重要視してない、個人的にはですけど、大学っていうのは、とにかく多様性があることこそが大学だと思ってるので、なんですけど、もし、これを課題とするならっていう前提で、恐らく、大きいポイントがやっぱり2点あると思ってて、まず、1点目は、やっぱり広報活動というところで、もう正直、抜本的に見直さないといけないっていうのが、特に、僕、学校に行ったときにすごく感じてて、全国の大学から、パンフレットがまず届くんですけど、もう正直、パンフレット一つで、力注いでる大学と、そうじゃないところと、もう全然違うんですね。もちろん、お金かけてる、かけてないってところもあると思うんですけど、私立は、もちろん、とんでもなくお金かけてると思うんですけど、国公立の中でも、やっぱりその自分たちが持つてるお金の中で、どれだけその比率高めてやってるかっていうので、やっぱりデザイン一つにしても、まず、そもそも、そこに、どれだけ重要視してるかっていうのが、正直、鳥取県内の大学からは、非常に感じないっていうのが、正直、率直な学校現場のあれだと思います。

まず、そういった重要度をどれだけ見てるかというところと、あとは、この89ページの経営体制の評価であるように、例えば、オープンキャンパスへの学校職員の参加率っていうのが、未達成になってるんですね。正直、僕は、これ、信じられないなと思ってて、そもそも、こうオープンキャンパスみたいなのと、これを目標として掲げるんだったら、これが達成できな

い理由が正直分らなくて、それだけやっぱり、広報とか生徒募集に力が入ってないっていうか、教員が理解してないっていう、何かその感覚を、やっぱり教職員への理解ができてないっていうところでも、やっぱり基本的に、生徒募集っていうことを、申し訳ないですけど、力入ってないっていうか、理解されてないっていうふうに、正直思ってしまう。

あと、出前授業も、社会貢献っていう枠に入ってるんですけど、僕はやっぱり、出前授業とあって、これは、生徒募集の一環だと思うんですね。ここも未達になってるっていうのは、やっぱりこの広報っていうところに、そもそも意識が入ってないっていうのが、率直なところなのかなと思います。

さらに、広報で言えば、民間で言ったら、D t o Cっていうような形で、ここで言えば、大学から学生への直接の広報っていうのが、やっぱり今、その意識強い大学っていうか、もう物すごくやって、T i k T o kやユーチューブ見てても、どんどん大学のあれが流れてきますし、直接、学生と、今までは必ず学校経由じゃなかったら、広報活動ができないっていうところだったと思うんですけど、もう今、とにかくダイレクトに学生に打っていくっていうのが、正直、環境大は、まだ多分できてない、ああ、弱いんだろうなっていうのが感覚です。

あとは、やっぱりそのD t o Cのところでそうなんですけど、あとオープンキャンパスもそうですけど、やっぱり学生の姿が、やっぱりあんまり見えないっていうのが、自分の2年後、3年後がイメージできないっていうのは、やっぱりその一番近い教授とか、いろいろよりも、一番近い先輩の学生が、生き生きしてる姿っていうのが、やっぱり一番、生徒募集につながるっていうところで、さっきのT i k T o kとかユーチューブもそうだし、いろんなところで、やっぱり学生の姿が、正直、環境大は、まだまだ見えないっていうのが、特に、県内学生から集まってこないっていうのは、そこはすごく弱いんじゃないかなと思います。

あわせて、もう一個言えば、やっぱり僕は、最大の原因は環境学部だと思って、やっぱり今、経営に集まるんですね。全国的にやっぱり、経営学部が人気あるっていうので、これ、環境大の経営学部っていうよりか、経営学部だから集まってるといってところだと思うんですけど、鳥取環境大学って、やっぱり環境学部が、やっぱり僕はメインの学部だと思って、メインとかっていうあれじゃないですけど、やっぱり環境学部のよさとかが、全然見えないなっていうのが正直なところで、これだけ今、時代が環境に、かなりこう振ってきてる中なのに、環境学部に学生集められないっていうのは、さっきの広報と併せて、基本的な広報戦略で、やっぱり環境学部への学生募集を徹底していくっていうところが、恐らく、多分、まだまだ伸ばせる余地があると思うので、何かそういったところが、これは、僕が言いたいのは、県内だけじゃなくて、やっぱり県外も同じ傾向だと思うので、やっぱり全体の志願倍率が高まる、自然と県内の志願倍率、高まってくると思うので、県内の学生に対してどうするというよりかは、多分、基本的に、学生を募集するなり、広報活動をどうするのか、その広報活動の戦略として、多分、僕は、環境学部をとにかく成長させていくっていうのが、やっぱり戦略としていいんじゃないかなという御意見です。以上です。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 少し、時間もありますので、少しだけ、御意見いただきましたので。

柳委員の御意見、我々、事務局もですね、大学も同じ思いだなというふうに聞かせていただきながら思いました。教職員一丸となって、同じ方向を向いてやっていかないといけないということで、大学のほうが、経営陣だけが議論をして、何かこう決めてやっていくのではなくて、新たに、全教員に参加いただく会議もつくって、その大学の進む方向だとか課題を、共有を図りながらやっていくというような取組を、去年から始めておられますので、やはり、組織一丸となって、同じ方向でやっていかないといけないと思いますので、御意見につきましても、大学とも共有を図りながら進めさせていただきたいと思います。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。89 ページの一番下のところなんですけど、一部未達成になっているのが、その経常的支出に占める人件費の割合っていうところですね、中四国の公立大学平均以内を目指すっていう目標なんですけど、ちょっとそもそも、今頃になってなんですけど、この目標の意味が、ちょっと私、よく分からなくて、こう中四国のよその大学の平均を目標に据えて、それでどうだったかっていうことで、結果、一部未達成になってるんですけど、結局、必要な人材を、必要な、適切な、給料っていうんですかね、それで雇用して、生徒に接してもらうっていうのが基本なので、ちょっとこの目標の設定が、そもそも本当にこれでいいのかなって、ちょっと思ったんですけど、その辺り、何か議論とかあったら教えてください。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。御意見にあります人件費、経常経費に占める人件費ということで、この目標は、目標という位置づけにはなっているんですけども、ある意味、指標、これを目安に、人件費を管理していこうというものではないかというふうに我々思っておりますので、こう、ぎゅうぎゅう締めてですね、何かこう削るとかというようなものというよりも、1つの目安というふうなふうに考えております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 目安っていうのが必要だから、こういうふうにしてるんだと思うんですけど、でも、基本やっぱり、その来られてる学生さんにとって、その4年間なり、6年なりおられる間に、本当に思う存分、学問に当たっていただきたいし、それを本当に支えていく先生たちを、どう確保していくのか、そういう先生を、先生自身も、どう一緒になって育てていってもらえるとか、やっぱりそういうこと考えると、それなりにやっぱり対価っていうのは出てくると思うので、ちょっとそういう意見なので、ちょっとこの指標と比べてね、何か意味があるのかなと思ったんですけど、とにかく生徒のためになるように、先生たちに頑張ってもらいたいです。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。それでは、皆様に提案ですけど、ここで、まだ後ほど、報告も何件かありますし、その他がありますから、暫時休憩したいと思いますけど、いかがいたしましょう。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、再開は13時15分といたします。それでは、暫時休憩いたします。

午後0時08分 休憩

午後1時11分 再開

◆砂田典男委員長 それでは、ただいまから、総務企画委員会を再開いたします。

「第2期鳥取市創生総合戦略」及び「デジタル田園都市国家構想交付金事業」の令和5年度実績報告について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 報告事項の2件目です。第2期鳥取市創生総合戦略及びデジタル田園都市国家構想交付金事業の令和5年度実績報告について、執行部より御説明をお願いいたします。西田室長。

○西田茂樹政策企画課地方創生推進室長 地方創生推進室の西田でございます。そうしましたら、資料の2ですね、縦向きのA4の資料、84ページからになります資料ですけれども、こちらのほうで御説明いたします。

それでは、2ページをお開きいただきたいと思います。第2期鳥取市創生総合戦略及びデジタル田園都市国家構想交付金事業の令和5年度の実績報告をさせていただきます。こちらは、毎年度、この6月、失礼しました、9月定例会で、前年度の実績報告をさせていただいてるのでございます。

4ページ以降の評価結果の資料の中に、内部評価とありますのは、各担当部局によります評価でありますし、外部評価とありますのは、民間の有識者で組織させていただいております鳥取市総合企画委員会の委員の方に評価をしていただいたものでございます。その中に、一部ですけれども、数値の公表が直近であったりしたものとかがございます、外部評価が間に合っていないものが幾つかございますけれども、これは、未評価と表現をさせていただいておりますけれども、これにつきましては、今後追加で実施をいたしまして、その結果は、また改めまして、資料配付により、委員の皆様には御報告をさせていただく予定としておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、3ページをお開きください。こちらは、重点施策となります総合戦略の5年度の実績の集計表となっております。詳細な施策ごとの評価につきましては、6ページから32ページにかけて掲載をしておりますけれども、本日は、この集計表による概要のみの御説明とさせていただきます。3ページの表、2つございますけれども、この2つの表ともに、一番左の欄の総合戦略の3つの柱、ひとづくり、しごとづくり、まちづくりとなっております、その右隣が基本目標となっております。上の表につきましては、その基本目標ごとに設定しております数値目標の達成度、下の表は、その基本目標の中に、例えば、結婚・出産・子育て支援とか、教育の充実といった重点施策を位置づけておりますけれども、その施策ごとに、KPIを設定してお

りますので、その達成度を一覧でまとめたものでございます。

また、左半分が内部評価、右半分が外部評価となっております。まず、上の表のほうから御覧いただきますと、基本目標ごとに設定しております数値目標の合計欄の内部評価のところを御覧いただきますと、①の順調、達成、また②のおおむね順調と、これを合わせた割合を出しております、合計で78.9%と、高い割合となっております。

また、外部評価につきましては、計画どおりか、ほぼ計画どおりと。これを合わせた割合としましては72.2%となっております。しかしながら、基本目標の上から3つ目でございますけれども、稼ぐ地域・仕事と安定した雇用環境づくりでありますとか、その下の都市部等とのつながりを築き、人が行きかうまちづくり、また、その下の快適で暮らしやすい魅力と活力あるまちづくり、これなどは、外部評価でも、目標をやや下回るでありますとか、目標を大きく下回った指標がございまして、結果、計画どおりとか、ほぼ計画どおりの割合につきましては、50%ないしは66.7%という低い達成度となっております。

全体としましては、この目標値を下回った要因としましては、指標の中で、市内木材搬出量でありますとか、市内漁獲量、それから、地域魅力度のほうの達成度の遅延、それから、中心市街地の居住人口の維持という指標、これが未達成であったというようなことが上げられるところでございます。

下のK P Iの表、これも、外部評価のところを御覧いただきますと、計画どおりでありますとか、ほぼ計画どおりという割合につきましては、3つ目の基本目標の、稼ぐ地域・仕事と安定した雇用環境づくりが48%と、下から2番目の健康寿命を延伸し、活力ある健康長寿のまちづくり、これが55.6%という低い割合となっております。この要因ですけれども、主にコロナ禍が明けまして、企業や団体等の活動が復調しつつあるんですけども、企業等の支援のための各種支援メニューの活用が進まなかったということが、1つの要因として考えられますけれども、人の往来に関わります指標であります鉄道利用者数でありますとか、コナン空港の搭乗者数、そういったものが、令和4年度の実績では、内部評価でやや遅延となっていたものが、おおむね順調であるというようなところで、回復傾向にあるなど、全体としては、達成度が上昇しているところでございます。

結果として、合計欄を見ていただきますと、内部評価の順調とか、おおむね順調の割合が71.3%、外部評価の計画どおりとか、ほぼ計画どおりの割合も、67.5%となっております。

4ページ以降の詳細な施策ごとの評価は、お読み取りをいただきたいと思います。

続きまして、33ページをお開きいただきたいと思います。令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金事業の実績でございます。このデジタル田園都市国家構想交付金というのが、1の交付金の活用目的のところにもありますけれども、国のデジタル田園都市国家構想の実現によります社会課題解決や魅力向上の取組を、加速化・深化させる観点から、地方公共団体の意欲的な取組を支援するために創設をされております。ただ、創設といいましても、以前からあったものを集約をした形でありまして、以前は、地方創生推進交付金と言っておりましたけれども、それを、地方創生推進タイプと、また、同じくデジタル田園都市国家構想推進交付金のデジタル実装タイプと言っておったものを、デジタル実装タイプということで、集約をして、このデ

デジタル田園都市国家構想交付金という名称に変えております。

本市におきましては、この地方創生推進タイプに加えまして、デジタル実装タイプにつきましても活用をいたしまして、地方創生の充実・強化を図る事業等を展開したことから、同様に、この外部評価をいただいたということで、デジタル実装タイプの実績報告につきましては、今回が初めてとなります。

まず、地方創生推進タイプの実績でございます。資料の35ページを御覧いただきたいと思います。3の交付金事業の概要のところ、3つの事業を実施させていただいております。1番目のこの未来都市、SDGs未来都市の事業、これにつきましては、令和3年度から行っている事業でございますし、麒麟のまち圏域の魅力アップ、これは、令和4年度から実施の事業でございます。3つ目の舞台芸術を核とした地域活性化事業、これが、令和5年度からの新たな事業という、この3事業を、令和5年度においては実施をしているところでございます。

こちら、評価の概要のみを御説明をさせていただきます。次のページ、36ページを御覧いただきたいと思います。この3つの事業を合わせまして、総事業費が約1億6,400万、交付金といたしまして約8,200万円を活用して、総合戦略の施策の推進を図ったところでございます。

表の右から2列目、これが内部評価でございます。34ページに、評価方法をつけさせていただいておりますけれども、4段階に評価が分かれております。一番高い評価であります、全てのKPIが目標値を達成したという事業はなかったものの、2番目に高い評価であります、一部のKPIが未達成だったものの、KPIの達成数が5割以上あって、地方創生に相当程度効果があったと評価できる事業が、ナンバー2の麒麟のまち圏域の魅力アップでございます。

この指標を4つ設定しておりますけれども、そのうちの鳥取市の延べ宿泊者数、これが、令和4年度の実績では未達成だったものが、令和5年度につきましては達成となりまして、4つの指標のうちの3つの指標で、目標値を達成をしたところでございます。

一番右の欄の外部評価、これも、同じく4段階で評価をしていただいておりますけれども、こちら、2番目に高い評価であります、KPI達成にある程度有効であったという評価を、ナンバー2の麒麟のまち圏域の魅力アップと、それから、ナンバー3の舞台芸術を核とした地域活性化事業、この2事業でいただいているところでございます。

デジタル実装タイプの実績につきましては、デジタル戦略課より御報告をいたします。

◆砂田典男委員長 山根次長。

○山根寿彦次長兼デジタル戦略課長 デジタル戦略課の山根でございます。私のほうからは、デジタル実装タイプについて御報告をさせていただきたいと思います。資料は37ページへお進みください。

37ページのデジタル実装タイプは、資料にございますとおり、まず、4つの事業ございまして、1つは、住民の利便性の向上に向けた大型ごみの収集オンライン受付事業、それと、2つ目には、鳥獣害対策の省力化・効率化に向けたスマートおりわな・鳥獣害捕獲確認システムの導入、それと、あと、3つ目には、行政と市民の双方が収集いたしました、道路の通行状況とか通行止め情報を公開いたします、とりみちinfoの事業、それと、4つ目には、鳥取城跡周辺地区などを中心といたしました、IoTセンサーを利用いたしました、中心市街地の駐車

場混雑状況の見える化などの4つの事業を展開してきたところでございます。

資料のほう、38 ページへお進みください。その事業の評価の概要でございます。まず、大型ごみ収集オンライン受付事業でございますが、こちらにつきましては、3つのK P I、全て達成しております。内部評価におきまして、地方創生に非常に効果的であった、また、外部評価でも、K P I 達成に有効であったというような評価をいただいているところでございます。

続きまして、スマートおりわな・鳥獣害捕獲確認システムでございますが、こちらにつきましては、効率化につきましては、システムの利用者数などから、一部のK P I が達成、未達成という状況でございましたけれども、農作物の被害額であるとか、そういったものが達成されたということもございまして、内部評価では、相当程度効果があったということになっております。ただ、外部評価では、未達成の項目に加えまして、未計測のK P I もあったことなどから、K P I の達成に、あまり有効ではないというような評価をいただいたところでございます。こちらにつきましては、今後、システムの利用者への積極的なサポートとか周知活動に努めて、K P I 達成に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

あと、3つ目のとりみち i n f o システムでございます。こちらは、令和5年度は、導入初年度ということもございまして、システムの改善対応などから、K P I のうち、サービスの満足度というところは、ちょっとこれ、未計測ということになってしまいましたけれども、ほかの3つは達成しましたことから、内部評価では、地方創生に非常に効果的であったというふうな評価をしております。外部評価でも、外部評価におきましては、この投稿が市民からのものなのか、もしかしたら業者のものなのかというところが、ちょっと不明確だったということもございまして、K P I 達成に、ある程度有効であったというような評価になっております。こちらにつきましても、今後利用ニーズの把握であるとか、周知活動に努めていきたいというふうに考えております。

あと、4つ目のI o T センサーを利用いたしました駐車場の混雑状況の見える化でございますが、こちらにつきましては、システムの構築がちょうど年度末になったこともございまして、K P I の未計測などから、今年度は評価対象外というふうにさせていただいております。

各事業の評価の詳細につきましては、資料の 57 ページ～80 ページになりますので、お読み取りいただけたらと思います。デジタル田園都市国家構想のデジタル実装タイプの報告は、以上でございます。

続きまして、説明につきましては、地方創生推進室に戻したいと思います。

◆砂田典男委員長 西田室長。

○西田茂樹政策企画課地方創生推進室長 地方創生室の推進室の西田でございます。そうしましたら、同じく資料2の2ページにお戻りをいただきたいと思います。最後に、下のところの今後の予定でございます。本報告資料は、本委員会に御報告をさせていただいた後に、他の議員の方へは、資料提供によりまして報告をさせていただく予定としております。また、各実績や評価内容についての御質問につきましては、後日お尋ねいただいても構いません。それから、現在未実施の一部の外部評価は、追加で実施後に、10月頃に、全議員の方に追加で資料提供により、御報告をさせていただくことにしておりますので、よろしくお願いいたします。

御説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。柳委員。

◆柳 大地委員 79 ページ、お願いいたします。駐車場の見える化のやつについてなんですけど、実績値が出せないっていうのが、ちょっと期間短いにしても、アクセス数というか、ログ数で数出せるじゃないかなと思うんですけど、そこら辺どうでしょうか。

◆砂田典男委員長 山根次長。

○山根寿彦次長兼デジタル戦略課長 デジタル戦略課の山根でございます。御指摘いただきました駐車場の実績でございますが、このシステムの運用が、実際、本当の年度末になってしましまして、ちょっと実際の運用が、ほぼできていないという状況でございますので、ちょっとこのたびは、実績のほうは出せない状況ということで、申し訳ありませんが、御理解いただけたらと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 あと、K P I の2つ目のアウトカム指標なんですけど、と考えると、もう既に、ちょっとこの2つ目の指標が、ちょっとそもそも指標として正しくないのではっていうところがあると思う、何というか、そもそもずれてるのじゃないかっていうところなんですけど、本来、ここではかるべき指標なのは、多分駐車できなくて、本来来るはずだった人を失ってたとか、機会損失の集計だったり、これができたことによって増加数みたいな、あとは、その駐車にかかった時間の増減みたいな、それをアウトカム指標に持ってこないと、ただ単に、ここにきた観光客数を書いても、今、今回達成率、2023 年度 100%になってると思うんですけど、そもそも、ちょっとアウトカム指標がずれてるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

◆砂田典男委員長 山根次長。

○山根寿彦次長兼デジタル戦略課長 デジタル戦略課、山根でございます。御意見ありがとうございます。本指標につきましては、こちらを主管しております担当課のほうで設定したものでございまして、実際、入れ込み数というところを中心に、そのの、もともとあったものより、やっぱり上がるということを多分期待して、このようなアウトカムを設定したのではないかと思います。ただ、委員から御指摘ありました、実際の損失という辺りのところのちょっと考慮が、どのようになっているのかっていうのは、私もちょっと存じ上げないとございまして、今いただきました御意見につきましては、担当課のほうにしっかり伝えてまいりたいというふうに思います。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 あと、ちょっと追加で伝えていただきたいのは、恐らくもう、正直、認知度が、もうとんでもなく低いんじゃないかな、まあまあお金かかっていると思うんですけど、果たして、これ市民も知らないし、観光客ではさらに多分知らないと思うし、鳥取城跡駐車場って入れても、上位に出てこないんですね。S E O 対策も全然されてないので、あと2年間運用していくっていうようなことであれば、やっぱりそこをもう早急にやらないと、ただただお金が流れていくというか、あと、サイトも申し訳ないですけど、物すごくチープなサイトで、本当に

これが800万円、800万ぐらいでしたっけというような、ちょっとそのデザインというか物すごいチープな感じになってるので、そこら辺ももう一回根本的に見たほうがいいんじゃないかというのをお伝えいただければと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 山根次長。

○山根寿彦次長兼デジタル戦略課長 デジタル戦略課、山根でございます。御意見ありがとうございます。実際、このシステムにつきましては、委員さんもおっしゃられるように、やっぱり、これからどれだけ認知度を上げて、やっぱり使っていただけるかということが、やっぱり一番だと思いますので、今、御意見いただきましたことを今後考慮して、いろいろ取組を進めていきたいと思いますので、どうもありがとうございます。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 今まで説明があったんかも分からんけれども、内部評価をされたメンバーは、こういった方々がされて、外部評価は、これはどこかに委託だろうと思うんだけど、ちょっと、もう少し詳しく教えてください。

◆砂田典男委員長 西田室長。

○西田茂樹政策企画課地方創生推進室長 地方創生推進室の西田でございます。まず、内部評価につきましては、この資料の創生総合戦略の評価につきましては、6ページ以降に、各指標ごとの評価をつけさせていただいております。例えば、6ページを御覧いただきますと、内部評価の担当課としまして、1つ目の合計特殊出生率、これが、地方創生推進室としております。それぞれの指標につきましても、担当課を設定させていただいております。その担当課が、この指標に関連する関連施策といいますか、事業というのは、複数の課にまたがるんですけども、それをまとめて1つの課に、この内部評価というのは依頼をして、その結果を、このように評価コメントということで上げさせていただいております。

また、この内部評価、それから先ほど申し上げました、各自、この施策ごとにぶら下がります事務事業ですね、その事務事業の評価、これも各担当課が評価をしておりますけども、その資料も参考にしまして、鳥取市の総合企画委員会の委員の方に、この外部評価をお願いしております。

このひと・まち・しごと、3つの柱がございますけども、この総合企画委員さん20名いらっしゃいますけども、これを3つに、ひとづくりの担当の委員さんというような形で分けさせていただいて、6人、6人、7人というような形で、それぞれ、まちづくり関係の評価については、そのまちづくりの担当の委員さんというような形で、評価をお願いしております。最終的に、この外部評価が全部できたら、例年ですね、10月の終わり頃に行っております総合企画委員会で、最終的に全委員さんにも、この外部評価を御覧いただいて、最後、審議をいただいているというような、そういう流れでございます。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 それで、36ページにね、この事業実績の概要であって、内部評価と外部評価が、やっぱりずれがかなりありますよね。ここら辺りについては、どういう分析をされとるんですか。

◆砂田典男委員長 西田室長。

○西田茂樹政策企画課地方創生推進室長 地方創生推進室、西田でございます。この内部評価につきましては、地方創生に効果があったということで、先ほど申し上げました内部評価につきましては、評価の一応基準ということで、34 ページに評価方法つけておりますけども、例えば、この3つ目の舞台芸術を核とした地域活性化事業、これにつきましては、K P I が3つありますけども、そのうちの達成された指標が1つというところで、それを、内部評価で見ますと、3つ目ですね、地方創生に効果があったというのが、K P I の達成状況は芳しくなかったものの、事業開始前よりも取組が前進・改善したとみなせるという内部評価をしております。この内部評価を踏まえまして、総合企画委員さんにつきましては、同じく4段階ではありますけども、評価の内容としては、K P I 達成に有効であった、また、ある程度有効であった、あまり有効とは言えない、有効とは言えないという、こういう4段階の評価をお願いしております。ですので、内部評価が必ずしも③であったから、総合企画委員さんも③にするということではなくて、達成度というか、指標の達成度をこう、それぞれの指標を見たときに、内部評価と少し違う評価をされている委員さんというのもございます。その辺りは、委員さんによりまして、この実績の内容を見ての判断をしていただいているものと思っております。

◆砂田典男委員長 いいですか。そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

旧本庁舎跡地工事に伴う市民会館の対応について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、引き続きまして、旧本庁舎跡地工事に伴う市民会館の対応について、執行部より説明をお願いいたします。中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課の中村です。それでは、資料2、付議案等説明資料の81 ページを御覧ください。まず、5月に故障いたしました市民会館の空調設備は、応急処置後、いつ壊れるか分からない状態ではございますが、無事動いておりますので御報告いたします。

それでは、旧本庁舎跡地工事に伴う市民会館の対応について御説明いたします。それでは、81 ページの表を御覧ください。まず、跡地の工事のほうですが、10月から始まりまして、本年度の10月から始まりまして、令和8年の2月末までということで工事が予定されております。工事の範囲は、国道側から市民会館の正面玄関の駐車場までが工事の範囲となっているところでございます。

市民会館の影響ですが、黄色に書いてあります、駐車場が一部利用不可となります。先ほど言った工事の範囲が、市民会館の玄関の駐車場までということで、それより奥の駐車場は使えることとなっております。その台数は22台でございます。あと、オレンジの部分ですが、機材の搬入が、先ほど言った工事区間が、国道のほうからということで、そこからアスファルトの舗装をめくっていくというようなこともございまして、1月から、搬入トラック11トンが、工事終了まで搬入不可となります。

それでは、次のページ、82 ページを御覧ください。市民会館の影響に係る対応ですが、駐車場、まず、駐車場の一部使用不可についてです。先ほど申しました期間が、工事に伴い、駐車

場が一部、22台を除き、一部使用できないような状況となります。対応方針といたしましては、現在しているんですけども、片原駐車場は、約130台を無料処理をしております。これは通常時しておるんですけども、それにプラスいたしまして、10月から、わらべ館の駐車場、約70台を追加して、無料処理をしていこうと思っているところです。

（2）機材のトラックの搬入不可に対する対応ですが、先ほど申しましたとおり、国道側のほうから、11トントラックが侵入ができなくなります。しかし、4トントラックのほうは、裏側の掛出町の側から入れる形になりますので、11トンのみが入れないという状況でございます。

市民会館の予約は、1年間の予約ができますので、①にあります1年間の予約につきましての影響になります。これは、既に予約を受け付けているということで、工事が、11トントラックが入れなくなります1月から、1年後の8月までの予約についてです。こちらのほうは、3回、現時点で3回の予約が入っております。こちらのほうは、鳥取演劇鑑賞会のほうが1月と3月と6月にちょっと使うという予定が入っていたんですけども、主催者のほうに説明いたしましたところ、会場は変更してもいいよということを御承諾いただきまして、文化ホールのほうでやっていただくような形になっております。ただ、場所を変えたということで、チラシ等の印刷費の補償につきましては、ちょっと調整中でございます。

あと、②になりますけれども、これから受け付ける予約ですね、7年の9月以降の1年後の予約につきましては、こちらのほうは、11トンの予約は受け付けられないような形で考えておるところでございます。

3番の指定管理者への対応についてです。こちらにつきましては、先ほど申しました駐車場の不便が生じること、及び11トントラックが入れないことに伴う使用料の減額が予想されるということで、過去5年間の平均値と比較しまして、今後、その5年より下がって料金が減ったというケースにつきまして、指定管理料、使用料の部分を補填いたしたいと思っているところです。

その他になります。マスコミへの対応ですが、駐車場の関係等、市民への影響があることになりますので、本委員会が終了後には公表して、周知を図っていきたいと思っておりますし、予算措置が必要な場合です。先ほども申しました、わらべ館の新規の駐車場の減免の、駐車場の補填と、先ほど言った指定管理料の減収の場合があると思いますが、その予算措置が必要な場合は、適切な時期に、今後予算計上をしていきたいと思っているところです。以上です。

◆砂田典男委員長 御説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等がございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 指定管理者への対応っていうと、過去5年間の利用料の平均ってあるんですけど、いつから過去5年かなんですけども、結局コロナ禍のときってね、本当に利用が減って、収入が減ったっていうようなこともあったかと思うんですけども、そういうところは、こう考慮した補填になるものなのか、ちょっとその辺りの考え方はどうでしょうか。

◆砂田典男委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。実は、過去3年で最初はやろうと思っておったんですけども、やはり過去3年でと、まさにコロナの状況でございましたので、そこと比べ

るのはあまりにもという考えもありまして、コロナ前も含めたちょっと期間ということで、過去5年という形でさせてもらったところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 11 トントラックの搬入不可なんですけれども、2番の②の令和7年9月以降の予約については受け付けないということになってんだけども、これは、いわゆる芝生広場等々、あっちのほうの整備が終わったら搬入ができるのか、あるいは、ここに書いてあるのを読めば、要するに、9月以降も、11 トントラックは搬入は不可ということなのか、どっちでしょう。

◆砂田典男委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。先ほどの御質問ですけれども、工事期間中は入れないということで、工事が完成した後は、国道側のほうからも市民会館の利用が、11 トントラックが入れる形に考えているところです。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 工事の、ああ、所管課が違うのか。工事が終わるのはいつになるだいな、これ。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田でございます。先ほどの81 ページを御覧いただきたいんですけども、81 ページで、緑色になっています。10月から、令和7年、年度は7年度ですけれども8年の2月、今、工事期間は、8年の2月末頃までを目途に取り組もうというふうに考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 いいですか。そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

新たな文化施設の整備に関する基本構想の策定について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、引き続きまして、新たな文化施設の整備に関する基本構想の策定について、執行部より御説明をお願いいたします。中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。それでは、資料2の付議案等説明資料の83 ページを御覧ください。新たな文化施設の整備に関する基本構想の策定について御説明いたします。

まず、1番の経過です。平成31年の2月から、関係課での検討庁内会議が行われております。令和4年の8月には、検討委員会、8名の有識者による検討、専門家による検討会議で、文化ですとか、教育・経済・建築・住民公募2名を含めた7人の検討委員会による検討が行われ、令和5年の5月には、市に対する提言書が提出されたところです。その提言書を受けて、翌月、令和5年6月には、基本方針の案を作成し、市民政策コメントを実施したところです。49件の意見が寄せられ、否定的な意見は4件だということで、以前の委員会では御説明をしているところでございます。本年の2月に、それを受けて、基本方針案を策定いたしました。

有識者会議の役割です。より専門的な観点での議論を進めるために、専門家等で構成する有識者会議を設置いたし、基本方針を、先ほど策定されました基本方針を踏まえまして、中心市街地における新たな文化施設の整備に係る基本構想の案につきまして、検討を行うこととなっ

ております。

委員構成ですが、委員は、こちらにある10名で予定をしているところです。分野も書いてありますとおり、多岐にわたっております。中で、後段にありますけども、芸術家さんのほうに入っていただきまして、現場の声を広く聴きたいんだということで、入ってもらっているところです。特に、芸術家さんでも、若手の方を選んでいるところでございます。あと、委員の構成ですけれども、先ほどの検討委員会が行われたと言いましたけども、その中で、2名継続をお願いしている方がございまして、教育の分野で河合校長先生と、建築の分野から、赤山建築士が、引き続き有識者に入ってもらっているところでございます。

次のページを御覧ください。84ページになります。会議の進め方です。計4回の会議を予定しておるところでございます。第1回は、先日29日に行われたところでして、テーマは、本会議の位置づけの確認ですとか、現状把握を行いまして、委員さんの初めての会ということで、様々な観点から、初歩的な意見をいただいたところでございます。

2回目につきましては、10月の25日に予定しております。テーマといたしましては、活動なり、機能なりから、各施設の具体的な現状とか、先進事例を踏まえた、方針に沿った先進事例を踏まえた内容につきまして議論していただくこととなっております。あとは、関係団体のヒアリングも先日行っております。文化団体協議会ですとか、そういった方の意見を、この第2回のところには、結果を出していきたいと思っておりますし、方向性の議論も行っていきたいと思っております。

第3回は、12月～1月という予定ではありますが、施設の在り方、機能・規模、単体なのか、複合なのかという議論を進めていきたいと思っております。内容といたしまして、市民の意向に係る調査の結果の報告ということで、ワークショップを3回予定しております。1回は若年層向けというところで、あと2回は全世代向けというところで、3回のワークショップを予定しております。なお、1回目の若年層も、引き続き全世代のほうにも参加は可能ということで考えておるところです。あと、ウェブアンケートということで、広く、そのほかの市民の意向を把握するために、ウェブアンケートも実施いたしまして、その結果を、有識者会議のほうで報告したいと思っております。その意向、市民の調査なんですけども、ホームページですとか、公式LINEですとか、市報ですとか、そういったところで周知していきながら、若年層につきましては、学校のほうにお願いしたりして、ワークショップの参加を促したいと思っております。そちらを基に、基本構想の素案を、12月、1月の第3回では作成をいたしまして、第4回、2月～3月の予定ですけども、こちらのほうで、基本構想の案をまとめていきたいと思っております。その後、パブコメ、市民政策コメント実施いたしまして、構想をつくっていくという形で考えております。

あと、12月ですとか、2月の本委員会のほうで、タイミングを見て御報告をさせていただきまして、御意見等をいただきまして、その構想にも反映させていけたらと思っております。以上で説明終わります。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 この文化施設、4施設の古い老朽化施設があるんですけども、再三、市長のほうで、駅周辺に整備等をしてということや、10年以内というようなことで、議場で言われとるわけですけども、今後、ちょっと10年っちゅうのはいかなもんなのかなと、もう少し早くできないかなという私は思いがあります。それで、今後のその整備までの大まかなスケジュール感っていうのはどのようになって、想定ですけども、どのようにされているのかお伺いいたします。

◆砂田典男委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 はい。スケジュールについてお答えをいたします。この基本構想が今年度末で策定されまして、次は、基本計画という流れになっていきまして、その後に実施計画をつくって、工事に着工するという予定で考えております。ただ、駅周辺の再整備のほうとも足並みをそろえる必要もございまして、そちらのほうも、駅周辺のほうは再生基本計画を、今年度と来年度の2か年で策定するというふうに伺っておりまして、その辺を踏まえまして、在り方への整備、文化施設のほうでちょっと先走るわけにもいかないので、いろいろな制約になっても駄目だと思っておりますので、足並みをそろえながら向かっていく形になろうと思っておりますので、場所がちょっとまだ確定ではございませんけれども、おおむね10年、スピードアップできるところはスピードアップさせていただいて、早めにできていけたらと思っているところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 分かりました。今回、この後にまた議論するわけですけども、文化施設建設についての請願書なんかも出されているわけでございますし、何とか市民会館も傷まずに使えるとというような、何か綱渡りな状況でございますので、10年っていうのはちょっといかなもんかと思っておりますので、その辺を短くするように、今後も進めていただきたいという意見を申し述べて終わりたいと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 関連みたいな話になるんですけども、駅周辺の再整備事業について、またリ・デザイン会議等々が開かれて、いわゆるイニシアチブがどっちが取るかっていうようなことも考えて、いわゆる整合性をどう図るかの話になると思うんです。ですから、これの今のこの基本構想素案が、12月には出るということになれば、素案の中に、ある程度、おぼろげながらでもしらんけれども、駅周辺というものが多分出てくるんじゃないかなというふうに思わざるを得ないし、そういう形になっていかないと、駅周辺の再生事業と整合性が図らんような話になっても困るわけですね、その辺りは、その所管課はもちろん違うんですけども、要は、しっかりとその意思疎通をしながら、これはやっていますか。やって、もういつてるんかもしらんけれども、その辺りの考え方を教えてやってください。

◆砂田典男委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。今も確かに、まちなか未来創造課のほうとは、もちろん連携しながら行っているところでございます。本文化施設につきましても、機能・規模、ちょっと場所のほうまでちょっと入れるかどうかはあれなんですけども、必要な機能・規

模というところでまとめさせていただきまして、それが、その駅周辺に入れるのかどうなのかというところを、駅周辺の再整備計画のほうで考えていただいて、入れるようでしたら、駅のほうについてということでもございますでしょうし、なかなか面積的にも難しいということでしたら、ほかの形に、ほかの場所のほうの整備ということにもなろうと思いますので、その辺のことは足並みをそろえながら、今後一緒にやっていきたいと思っているところでございます。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 全部が全部、その市内の4施設の機能が駅周辺に集約できるとは思っていないで、基本的には、駅周辺に新たな施設、文化施設は、何がとはそのおっしゃるとおりだけでも、じゃあその市民会館の跡地、市民会館がいつまで使える話じゃないわけです。だから、どっちかいうと、それはそれ、それは駅周辺というもんもあるんだけど、市民会館の、じゃあ跡地を何に使うかというようなことまで、そういったことまで、できればこの新しく出る基本構想の中に、市民会館であったり、あるいは福祉文化会館、そういったものについての構想っていうものも、これ出していかなければ駄目だというふうに私は思ってるんで、その辺の考え方はありますか。

◆砂田典男委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。実は、市民会館、先ほど冒頭でも言いましたとおり、施設も老朽化していて、空調設備も応急処置で、いつ壊れるか分からない状況だということでございます。今年度の予算で、市民会館の修繕に関する業務を発注しておりまして、その業務が10月ぐらいには、幾らかかって、どういった直し方をするかっていう部分が上がってまいります。その結果を踏まえて、市民会館の今後について判断をさせていただいて、その後の跡地等も、その判断によっては考えていかないといけないかなという感じで思ってるところでございます。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 構想案っていうことだから、具体的に、それこそ実施計画までは、もちろん、これから基本計画、実施計画いくんだろうけども、構想の中には、もう少し芽があってもいいと私は思ってるんです。ですから、私はね、個人的には、今、昨日の新聞にありました、市立美術館を造ってくれというその声があったんだけど、私は、あそこの跡に、市立美術館の用地としては、私はあそこが適切かなと思ってんだけど、個人的にはですよ、うん。だから、そういったことも踏まえた形で、ただ単に、駅集約はもちろんそうなんだけど、そこに全部、駅の周辺に集約できるものではないわけだから、だから、文化センターの跡地、あるいは、さっき言った福祉文化会館、それから市民会館の跡地、特に急がれるのは市民会館だと私は思っているんです。これが、あと20年、30年もつ建物でもないわけだし、恐らく、これはバリアフリー等々のいろんな設備を改修するんであるならば、かなりのそれこそ事業費要るわけだし、躯体そのものがもう耐えられんような格好になってるんでね、その辺は、もう少し英断的にっちゃうか、もうしっかりと方向性を見るような形での構想をつくっていただきたいというふうに私は思います。意見でとしておきますけれども、そういうことです。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。この委員、専門家の有識者会議の役割っていうところで、さっき、駅周辺のところと足並みそろえてみたいな話もありましたけど、この有識者会議は一体何をするのかってということで、それで、さっき、機能とか規模ってあったんですけど、やっぱり自分たちがどういうふうなものだったらいいなあってということで、実際の芸術に関わっておられる芸術家の方も委員に入っとられるんだなと思ってるので、中心的に話をして、こう基本構想にしていくのは、やっぱり機能とか規模っていうのが中心になるんでしょうか。

◆砂田典男委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。文化施設の、先ほど言いました機能・規模・役割等を明確化しまして、そちらを基に、基本構想をつくっていきたいと考えてるところです。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 駅周辺っていうのも、市長もありきではないって言っているような気が、私は受け止めてるんですよ、絶対、何でもかんでも駅周辺って言ってるわけではなくて、ありきではないっていうふうに言われてると思ってます。だから、この、今日のこの有識者会議、この人たちの議論が、駅周辺に縛られた議論になってはいけないと思ってるんですけど、そこが確認したいとこなんです、まずは。もう、何か決まったルールに乗っかっていくような、そういうことではなくて、少なくとも、この有識者の会議の人たちは、機能とか、規模とか、その方針、できましたよね、在り方の方針ね、それに沿いながら、いろいろ検討されていく、そういう会議であると。それが4回開かれて、一応基本構想の案をつくっていくと、そういうもんだっていうことでよろしいですか。

◆砂田典男委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。おっしゃられるとおり、駅周辺ありきではなく、有識者の中で、機能・規模をしっかりと議論して構想をまとめていきたいと考えているところです。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、ここで、請願審査に関係のない部署は御退席ください。

令和6年請願第3号現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう国に意見書をあげるよう求める請願（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、令和6年度請願第3号現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう国に意見書を上げるよう求める請願について、委員の皆様からの質疑、意見等はございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 ちょっと担当課、保険年金課も来られてるし、市民課も来られてるので、教えていただきたいんですけど、まず、マイナンバーカードの交付枚数と交付率、直近の数字で構いません。それから、その中で、国保の保険証を連携させてる人って分かりますかね、その割合とか、それが分かったら、教えてください。

◆砂田典男委員長 北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。マイナンバーカードの保有枚数率でございます。直近の数字といたしましては、7月末時点のものでございますけれども、本市の交付、保有枚数率は77.5%でございます。以上です。

◆砂田典男委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課、池上です。国民健康保険におけるマイナ保険証の登録状況ですが、直近で、令和6年6月現在です。国保の加入者数が3万2,997人に対して、登録者数が2万1,886人、登録率としては66.3%となっております。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 この請願第3号ね、共産党の方が紹介議員になっとるんだけど、これ、どういったその認識でおられるんか分からんけど、下から6行目か。診察のたびにマイナ保険証を持参することなどが容易にならざることを踏まえっておりますよね。ちょっと聞いてみたんだけど、現行でも、診察のときには保険証を提示、出しておるわけで、この内容っていうのは、いささか当てはまらんじゃないかなっていう感じが、私は個人的に、そうちょっと思ったもんです。

それと、健康保険証を持つこと、その下の文章で、健康保険証を持つことができない保険証難民っていう表現があるんだけど、健康保険証に替わるべきものとして、資格確認書が発行されるわけですね。したがって、持つことができないという表現は、いささか、ここはおかしいんじゃないかっていう感じが、私はそういう認識をしとるんですけど、どうですか。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 この請願書は、共産党が作ったわけではないので、この趣旨に賛同して、会派で1人、紹介議員になってるので、会派で話をしてるわけですけど、さっき言われたところで、まずは保険証難民のところですけど、保険証と、今の現行の保険証と、その新たにマイナ保険証じゃない人に出される資格確認書っていうのは、これは別物ですと、保険証ではありませんということで、保険証難民っていうふうに言われてるというふうに、ちゃんと私たちは理解します。

それと、診察のたびにマイナ保険証を持参することなどが容易ならざることをというふうにあるんですけど、今の保険証は、今は紙だったり、プラスチックだったりするけど、出せばいいんですよね、それを出せば。だけど、マイナ保険証になると、何かあるんでしょ、暗証番号も覚えてなあかんとか、何かね、そういう。そういうことを、やっぱり自ら1人でできない方もいらっしゃるわけですね。介添えね、付添いの人にしてもらわないといけないとか、やっぱりそういうことっていうのは、今々、こうスムーズにできてるのが、余計にできにくくなるっていうことが起きるといふふうに、理解をしてるところです。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 ちょっと確認したいですけど、マイナ保険証で、保険に行ったときに、暗証番号要りましたか。顔で、顔で認証されたですね。

◆砂田典男委員長 どちらかだ。

◆西尾彰仁委員 だけえ、そんな暗証番号は多分要らなかったと思います、私が使ったときにはですよ。

◆長坂則翁副委員長 顔か、暗証番号かだ。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。さらに暗証番号の管理ってなってますので、私の言い間違い。

◆西尾彰仁委員 分かりました。じゃあ、私、ちょっと意見を。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 意見として、マイナ保険証、マイナンバーカードが今言われた77.5%に対して、ひもづけも66.3%ですか、できとる状況で、顔写真が入って、今持つとる保険証より、セキュリティ的安全性は向上をしているのではないかなと感じております。それで、選択して、こっちだあっちだって言うんではなくって、やはり確認書というものが出来、持つとられん方でも、それが保険証とみなされるわけですから、この請願には、ちょっと私は、以上の意見で反対でございます。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 今回、この請願の大事なところっていうのが、選択性って書いてるところがありますよね、下から2行目か。現行保険証とマイナ保険証の選択性を打ち出していた原点に立ち返ることっていうふうに書かれてあるところが、これまで関連したような、このような趣旨の陳情とか請願あったかと思うんですけど、この選択性のところが違うっていうか、私も、なるほどなと思ったんですけど、そもそも、令和4年、2022年のいわゆる骨太方針ですね、そのときに、ちゃんと選択制って書いてあるんですよ、選択制って。選択制っていうのが書いてあって、しかも、その同じ年の、当然、社会保障審議会っていうのもたくさん開かれていますから、その中でも、ちゃんとね、令和6年度中を目途に、これは保険者による、いろんな保険ありますからね、保険者による保険証発行の選択制の導入を目指す。保険証を、原則廃止を目指すっていうのもありますよ、あるけれども、選択制の導入を目指すっていうこと、ちゃんと言ってたんですよ、その令和4年。骨太方針は、令和4年の6月7日に閣議決定されていますから。ところがですよ。その同じ年の9月に、河野大臣が、もれなく一本化するとかって言い出して、それで、もう廃止ってなった経過があるわけなんですけど、だから、この今回の請願でね、その本来の、その選択制、原点に立ち返りっていうところは、本当にそうだなと思います。選択すればいいのですから。そもそも、マイナンバー法だって、申請によるだから、決して強制ではないわけですよ。

さっき、率、聞きました。国民健康保険で登録してる人が66.3%と。あれ、ポイントがつくっていうので、ばーっとね、マイナンバーカードを作って、いろいろひもづけもされましたから、それはそうなんでしょうけれども、でも、実際にやっぱり使うっていうことになると、いろんなトラブルも起きてくる可能性は大いにありますし、それに、作ること自体が選択できるわけなので、これを、本当に強制されるような、もう保険証なくすっていうようなことは、やっぱりおかしいと思いますので、この請願は、もうぜひ、賛成していただきたいと思います、選択制ですから。以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 昨年の9月定例にも同じ請願が出て、これは不採択。その中で議論になったのは、そのさっき言った、保険証の代わりに、いわゆる資格確認書、いわゆるこれが、その保険証が廃止になった場合に、いわゆる、その資格証明、これは引き続きということで、利用者に不利益が被るか、被らないかの話だというふうに、私は思うわけでした、利用者に、保険証が廃止になって、不利益を被るようであるならば、これは問題があるけれども、従来どおり、もちろん病院には受診できるし、それから、そういった証明書があることによって、同じようにサービスも、サービスっていいですか、医療受けられるわけだから、そういったことであるなら、前回も、たしか昨年のこの請願も、そういうことで不採択ということだったというふうに思います。ですから、私も、今回の分も、今回のこの請願についても、同じように、その利用者に不利益が被るようであるならば、これはやっぱり問題があって、両方が、その保険証も一緒にということで、マイナ保険証と既存の保健証と、両方ということも考えられるんだろうけれども、保険証を廃止することによって、じゃあ医療が受けられないという話じゃないわけだし、だから、不利益を被るということがないということであるならば、この請願については、採択はできないということで、私は反対ということです。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 ちょっと、分かれば教えていただきたいんですけど、その資格確認書っていうのが発行されると。これって、身分証明書になるんですか。

○山根寿彦次長兼デジタル戦略課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山根次長。

○山根寿彦次長兼デジタル戦略課長 はい。デジタル戦略課、山根です。資格確認書につきましては、身分証明としてはなり得るというふうに、そういう見解を持っております。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 医療を受けられなくなるわけじゃないと。その保険証じゃなくて、資格確認書で医療が受けれるわけだから、別に保険証が廃止になっても、不平等というか、不利益というか、それは生じないと、そういう御意見ですけれども、それは分かるんですよ。だって、医療が受けられなくなったら、すごい大変なことになるから。だけど、結局、そのね、自らが進んでマイナンバーカードを作らないという選択をする人は当然います。けれども、作りたいくっても、作れないっていうことが、この間、起きてるわけですよ。さっき言われたように、顔写真があるってということで、その写真を撮るっていうのでね、本当に障害のある人とかが、こうじつとできなくて、写真撮れなかったとか、後ろに、何ていうのかな、支えがあつてとか、そういうので駄目だっていうのがあるわけですよ。作りたいくない人はええけれども、作りたいくたって、はじかれてしまう、そういうような、そもそも制度になっちゃってるわけですよ。やっぱり、それっていうのはおかしいわけで、それを一本化するっていうのは、どうしてもやっぱり、そういう人たちを生んでしまうわけですから、選択制だと、何の不都合もないんじゃないかなと思います。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 資格確認書っていうのは、さっき、次長がおっしゃったように、証明書も、要するに兼ねるということであって、何ら、その不都合なことはないと思うんだけどね。これも1つには、ある意味で、広い意味で言えば、いわゆる、マイナ保険証と資格確認書との選択制みたいな話じゃないですか。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 だったら、保険証をなくさなくてもいいと思うんですけどね。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 いわゆる保険証、保険証でなくて、どっちかといったら、マイナンバーカードの利用っていうか、マイナンバーカードのほうのほうで、非常に多機能にわたって、いろんな、それこそ行政手続から何からできる、その1つがマイナンバーで、いわゆるマイナ保険証なわけで、マイナ保険証なわけです。ですから、その中に包含していく。ですから、保険証機能っていうのは、マイナンバーカードを作っても作らなくても、その資格確認書でできるわけだから、ですから、マイナンバーカードのもののほうを作れば、それ以外のものの、いわゆる行政サービスが非常にスムーズに済む、その1つの手段として、ひもづけでマイナンバー保険証っていうことがあるわけです。だから、国のほうは、そちらのほうに移行したいと。ですから、できない人については、従来のように、いわゆる資格確認書、これでいくということだから、名前が変わるぐらいの話であって、別にそれこそ、保険証っていうか、できない人については、資格確認書で、それで十分。だから、いわゆる、サービスは変わらないしという話です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 言われることは分かるんですよね。それで、今回の請願は、原点に立ち返ってって言うてる。そもそも最初言ってたとおりにしたらどうですかっていう請願なのでって言うことなんですよ。もともと、だって、骨太でも、そうやって選択制って言ってたわけだから。それを、急に換えちゃったわけなんですけど、やっぱり原点に立ち返って、選択制っていう、そうすれば、保険証を欲しいと言った人には発行すると、ね、ということで、マイナ保険証でいく人は、それでいけばいいけれども、現状の保険証でやりたい人は、そのままっていう、そういう選択制っていうことを求めている意見書なので、それは、本当に原点に立ち返っていただきたいなと思いますっていうことです。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、質疑を終結いたします。

討論はございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。賛成の立場で討論します。この請願書に書かれてあるように、現行保険証とマイナ保険証の選択制を打ち出していた原点に立ち返ること、本当に、これには賛同します。いろいろマイナ保険証、マイナンバーカードの心配な点はいろいろありますけれども、この請願からいくと、やっぱり、1つに、こう強制的にさせるようなことはいけないと思いますし、ぜひ、この意見書に賛成していただいて、やっぱり選択制ということ、国に求めているのだと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほか討論はございますか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 私は、反対の立場で討論をさせていただきます。先ほども述べましたが、写真つきで、安全性も高くなり、利便性も高くなるし、何ら、この証明書が、資格確認書が出て、それも各種証明に使えるような証明書が出るわけなので、何ら不利益を被ることがないと考えますので、わざわざ選択制を残してするというようなことは、必要性がないと考える次第でございます。

それと、マイナ保険証も、どんどん どんどん増えてきて、行政なり、様々な方が、さっきちょっとと言われましたけれども、身体に障害があったり、精神障害がある方なんかも、サポートして増えている状況のように聞いておりますので、マイナンバーカードの一本化が進んで、セキュリティが上がったり、利便性が高まると考えておりますので、そこまで選択制を堅持する必要はないと考えます。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。平野委員。

◆平野真理子委員 私も、今までの御意見に重ねてですけども、この請願には反対いたします。マイナ保険証による、この医療事務の効率化とか、国民の利便性の向上を丁寧に説明していくことで、引き続きマイナンバーカードの普及とか、健康保険証との一体化を推進すべきであるというふうに考えます。

先ほど、上杉委員からも、その選択制っていうことの、ある意味、これは選択制になってると思いますので、強制ではないので、そういう意味からいっても、この請願には、この趣旨は反対いたします。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、討論を終結します。

これより、令和6年請願第3号現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう、国に意見書を上げるよう求める請願を採決いたします。本請願の採択に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手少数と認め、本請願は、不採択と決定いたしました。

それでは、不採択理由は、先ほど各意見が出ましたのを、正副委員長で精査して、皆様のところの後ほどお配りしますから、それでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。では、そのようにさせていただきます。

ここで、説明の終わりました部署は御退席ください。ありがとうございました。

令和6年請願第6号文化施設建設についての請願書（質疑・討論）

◆砂田典男委員長 それでは、続きまして、令和6年請願第6号文化施設建設についての請願書について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 紹介議員の1人ですので、私のほうから、少し説明させていただきます。文化

施設建設についての請願書ということでありまして、この文化団体協議会、67 団体で組織している市内の団体でありますけれども、参考資料が資料 1 ～ 4 までありますけれども、基本的には、やはり市民会館等、老朽の文化施設が非常に増えてる中で、何とか新しい、新しいっていいですか、早急に、この新しい施設について、早期実現に取り組んでいただきたいというようなことでもありますけれども、ここには、駅周辺に策定中であるけれども、この中に入れてくださいということでもありますけれども、思いとしては、ここにこだわる話じゃないということとして、早く実現していただきたいということでもあります。

資料 1 の要望の経過ということで、かなり以前から、この団体のほうでは、要望活動は続けておられまして、令和元年ですから、今から 6 年ぐらい前から、もう既に、こういった要望活動を、市長等々には直接手渡したりしておるようではありますが、そういう状況の中で、私も話を聞かせていただきました。ここの議論、この委員会の中の議論もありましたけども、市民会館の老朽化であったり、あるいは、福祉文化会館等々の問題ということで、特に、文化団体からすれば、活動するようないろんなところがなかなか、それこそ、だんだんと限られてくるような状況の中で、新たな施設をとというようなことでもあります。

私は、そういう思いの中で、このたびの紹介議員を受けさせていただいた、受けさせてもらったような状況ですので、皆さんの御理解をいただければというふうに思っております。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。岡田委員。

◆岡田 実委員 質問なんですけども、その資料の中を見るときに、その施設の規模感、規模のところなんですけども、300 人程度っていうところが書いてありまして、大体この 300 人程度のことで考えておられるんだろうかなっていうところを、ちょっと質問したいものです。その質問の理由なんですけども、この鳥取市っていうの、すみません、市のほうによるところのそのホール等の文化施設のあり方に関する基本方針の中でもこう進めながら、あと、リ・デザインで進めるときに、鳥取っていうところに対する、よそから来る規模っていったら、今、梨花ホールが一番多いのが 2,000 人規模なんですけども、例えば、隣の松江市なんかは 5,000 人とか、6,000 人とか、そういう大きな規模があるので、コンベンションしたりとか、何か大きな大会するときに、そのまちが顔になっていくっていうふうなところもあったりして、そういった、一方では、そういう大きな施設も要るんじゃないのかななんて自分は思ってるところなんですけども、今のこの請願の中では 300 人規模なので、そういう目的に沿ったものを造りたいんだっていうふうに捉えることもできるんですけど、その辺はどのように考えおられたんだろうかというのを、分かりましたら教えてください。

◆上杉栄一委員 300 人規模っていうのが、資料の 3。ここにある資料 3 は、要望の中で、いわゆる舞台系団体、それから、展示系団体というような、その団体によって思いは違うわけですが、舞台系の団体っていうのは、どちらかといったら、地元で皆さんが活躍、活動している方です。ですから、大きな事業を、よそから呼んできてというような形ではなくて、自ら自分たちが、活動の発表の場というようなところでの 300 人程度の観客の収容な響きのよいホールという、これは、音楽芸術、何だったっけ、あれは。この間ありましたね。鳥取市に、文化音楽ホールというような要望書が、たしか市長に出たりしておりますから、そういう団体の思いもあったの

かもしれませんが、要するに、さっき言った六十数団体の団体の中で、自分たちが活動する場で、それで、300人程度の収容のよいホール。ただ、これは、資料の3の分については、今回のこの請願の中に、これが出ると話ではありません。だから、今までの経過の中で、市長に要望した中に、そういったものがあるということで、特に、これにこだわってる話じゃないと思います。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 私も、紹介議員になつとるもんですから、あえて申し上げますけれども、文化交流課の福山課長当時に、その文化施設の在り方の関係で議論になったときに、何千人規模とか、そういう場合は、やはり県とのすみ分けを、やはり明確にしながら、鳥取市としては、こういった規模の場合は、とりぎん文化会館、すみ分けをやった中での取組をやっていくべきではないのかっていう議論が、この総務企画委員会の中でもあったと思いますから、そういった意味では、今求めておられるのは、恐らく200～300人規模の文化施設ということですから、やはり、そこら辺は、すみ分けをしながらやっていけばいいんじゃないかなというふうに、私は思ってます。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 この請願趣旨のところなんですけど、さっき上杉委員も言われたんですけどね、一応言葉として、鳥取駅周辺再生整備計画を策定中っていうふうにな、こういうふうな書きぶりになっているんですけども、私も直接、お話は聞いたんですよ。そのときは、場所はどこでもいいんだって言われてたんですよ。とにかく、一日でも早くっていうふうにおっしゃってたんですよ。だけれども、よくこの議会で言われるね、文面にはこう書いてあるからとかってなると、これ、どういう考え方で、このように趣旨のところで書かれてるのかなあと、もう一回、ちょっと紹介議員さんの方から、その受け止めに聞かせていただきたいんですけど。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 今回請願に出すというタイミングで、特に、この駅周辺の再整備ということが、ここ、今年になってからかな、ずっとクローズアップされて、議会の中でも、あるいは市長のほうも、駅周辺に公共公益施設については、文化施設というような、そういった発言もあった、それを受けての話です。そういったことであるならば、駅周辺に、そういったものも、中に入れてもらってもいいんじゃないかというような、そういった思いはあるというふうに思います。

だから、ですから、従来やってたのは、早急に、とにかく整備はしてくれと。ただ、このたび、その駅周辺の再生事業というものが、ある程度明らかになったもんですから、それであるならばということで、駅周辺にという、そういった文言が入ったというふうに、私は理解しております。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 私も、直接お話を聞いたので、本当にこの間、何年もね、いろいろ活動されて、要望も出されて、その思いとかも受け止めさせていただいたんですけども、1つ、やっぱり心配なのは、さっき報告のところでも言いましたけど、今、片や、文化施設の在り方っていう基本構想をつくろう、こっちでは、駅周辺のリ・デザイン会議とかでやっていってるって

う中で、駅周辺に文化施設をつていうようなことが、固定化つていうのかな、こう、そういうふうにつながっていかないかなっていう心配が、私、実はあるんですね、この請願の結果いかん、判断いかんっていうのが。それで、直接思いは聞かせていただいているんだけど、やっぱりこの趣旨のところがね、そういうふうに、鳥取駅周辺の整備計画云々かんぬんっていうのがもう書いてあるっていうことがあるので、すごく私、これ、悩ましいなと思ってるんですけども、来週来てもらったら駄目ですかね。この請願者の方に来ていただくということは、いかがでしょうか。

◆砂田典男委員長 それでは、皆さんにお諮りします。次回の委員会に、請願者の方に来ていただいて、いろいろ趣旨とか、何か説明していただくということで、要請するということによろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。そのようにさせていただきます。長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 議論を深めていく上で、この審査に、まちなか未来創造課にも来ていただいとるもんで、執行部に確認したいんだけど、何か情報などがありましたら、お願いしたいと思います。

◆砂田典男委員長 筒井課長。

○筒井真二まちなか未来創造課長 まちなか未来創造課の筒井です。どうぞよろしくお願いいたします。情報というところだと、これからのこの請願の議論に参考になるというところでは、今後の進め方のところを、情報共有をさせていただければと思います。

まず、鳥取駅周辺再整備につきましては、8月でしたかね、2日に、第5回目のリ・デザイン会議を開催しました。その中で、今後の進め方について議論をしております。具体的には、今後、サウンディング調査っていうのを、もう既にこれは実施をしまして、民間施設の部分に対して、出店意欲がある企業さんが、どのような数ですとか、業態があるかっていうところを、まずは確認をさせていただいています。その複合施設のほうに、文化施設、公共公益施設の何を入れていくかというところにつきましては、まさに、この文化施設に関するその有識者会議が、先日立ち上がってますので、こちらの有識者会議の中で、機能ですとか、規模、そして立地について取りまとめを行っていただくということにしております。その有識者会議での取りまとめの結果で、駅周辺に、やはり集約、複合化していくべきというような取りまとめになった時点で、市としても、それは検討をしていかないといけないという段階に入ってくるのかなと思います。ですので、今回の請願に関しましては、文化施設に関する、まずは有識者会議のほうで、その規模・機能・立地について、まずは議論いただいて、取りまとめをいただいて、その結果で、こちらのリ・デザイン会議のほうで検討していくべきかどうかという、判断をしていくのかなと思います。まずは、このような状況であります。何か、ほかのところで質問等あれば、ぜひ、いただけたらなと思いますので、よろしくお願いいたします。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 筒井課長、今の話と、この請願については、いわゆるその有識者会議の中で、その具体的な規模であったりというものが、有識者会議の中で検討され、その結果を、それをリ・

デザイン会議に出して、そこでまた検討する。ということは、今、ここに出ているその請願についての扱いは、それが出てこないと扱いができないということで理解していいのかな。それとも、要するに、これはあくまで議会に出したあれだから、それはそれとして、議会としては、これで請願が採択、いわゆる不採択ということ、要するに、継審で、ずっといきてね、方向性が出たら、じゃあ採択しますっていう運びになっちゃうわけだ、今の説明からすれば。だけど、それになってくると、議会の独立性も何もないわけだね、自主性も。そのことをちょっと確認したいんだ。

◆砂田典男委員長 筒井課長。

○筒井真二まちなか未来創造課長 まちなか未来創造課の筒井です。上杉委員さんの御質問に対しては、後者のほうが御理解のとおりだというふうに考えております。この請願の御説明の中で、上杉委員さんおっしゃったとおり、このポイントになるのは、鳥取駅ありきではないというところの趣旨だったかなと思います。この請願に関しては、ポイントとなりますのは、早期に、この文化施設を早く整備していただきたいという御趣旨だったかなと思いますので、その辺は、執行部というよりは、やはりその思いを、議会側でどう判断されるかによるのかなと、そのような理解をしております。以上です。

◆砂田典男委員長 それでは、本件につきましては、19日の委員会で、もう一度、継続審査も含めて、関係者に来ていただいて、説明をするということで、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、これで企画推進部を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。ございました。執行部の皆様は御退出ください。

ここで、休憩5分させていただきます。50分再開です。

午後2時44分 休憩

午後2時49分 再開

【市民生活部】

◆砂田典男委員長 それでは、続きまして、市民生活部に入ります。

まず初めに、河口市市民生活部長に御挨拶をいただきたいと思います。河口部長。

○河口正博市民生活部長 市民生活部長の河口でございます。本日は、どうぞよろしくお願いをいたします。本日、御説明いたします案件は、議案としましては8件でございます。予算関係が1件、条例関係が3件、その他の案件が4件ということでございます。

それでは、まず、議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）でございます。こちらの所管に属する部分でございますが、補正額といたしましては、1,653万5,000円、こちらを、増額補正をさせていただきたいというふうに考えております。また、債務負担行為といたしまして、総合窓口の管理事務費、こちらにつきましては、令和7年度～9年度の3年間、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。次に、議案第105号でございます。鳥取市手数料条例でございます。こちらは、マイナンバーカードを利用いたしまして、各種の証明

書を速やかに発行することができます多機能端末機、いわゆるマルチコピー機でございますが、こちらを、本市が導入するに当たりまして、条例の一部を改正をさせていただくものでございます。次に、議案第106号でございますが、こちら、鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例及び議案のほうを、下から2番目でございますが、議案第116号財産の無償譲渡でございます。こちらは、用瀬町の山口集会所を、地元は無償譲渡するに当たりまして、所要の改正等を行うものでございます。次に、議案第107号鳥取市印鑑条例でございます。こちらは2点ございまして、1点目は、先ほどの議案105号と同様でございますが、マルチコピー機の導入に伴う改正でございます。それから、2点目でございますが、印鑑登録に係る照会の期限、こちら、現行2週間でございますが、これを30日に拡大をさせていただいて、市民の皆様の負担の軽減を図っていきたいというふうに考えております。それから、議案第114号辺地に係る公共的施設の総合整備計画、それから、115号でございます。過疎地域持続的発展計画につきまして、それぞれ、事業を追加をいたしますので、所要の変更をお願いするものでございます。最後に、議案第121号、こちらは、佐治町にあります佐治用瀬一般廃棄物処理施設、こちらの解体工事の請負契約を締結するに当たりまして、議会の議決を頂戴するというものでございます。

報告案件につきましては、1件でございます。総合支所エリアに、令和7年度より、新たに設置をいたします地域振興未来会議、こちらの概要が固まりましたので、御報告をするものでございます。

それぞれ詳細につきましては、各担当課長から説明をさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

◆砂田典男委員長 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いいたします。北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）、所管に属する部分の内容につきまして説明をさせていただきます。説明に当たりましては、一般会計補正予算書と事業別概要、お手元にお配りしております資料1の総務企画委員会補正予算説明資料にて説明させていただきます。また、歳入の説明につきましては、歳出の説明の中で関連づけて説明させていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、資料1の3ページ、一番上の項目を御覧ください。予算書は31ページ、事業別概要書は22ページ上段を御覧ください。それでは、総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費、戸籍事務費の、事業名が（戸籍関係事務費）でございます。補正額が196万6,000円について御説明いたします。これは、令和5年6月に戸籍法が改正されまして、戸籍の記載事項に、氏名の振り仮名が新たに追加されることとなったので、戸籍情報システムの改修を行うための経費でございます。どのように戸籍に振り仮名を記載していくかにつきましては、事業

別概要に今後の予定として記載しております。簡単に申し上げますと、住民票に便宜上登録されている振り仮名を、仮の振り仮名として、戸籍の付票と、戸籍情報システムにひもづけます。施行日以降から、今のところ法務省は、令和 7 年 5 月としておりますけれども、そこから御本人宛てに、仮の振り仮名を通知いたします。そして、御確認いただきまして、振り仮名を届け出ていただくこととしております。施行日から 1 年を経過した日までに、振り仮名の届出がなされなかった戸籍につきましては、本市が、仮の振り仮名に基づきまして、氏名の振り仮名をシステムに記録することとしております。この財源は、国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金、10 分の 10 を活用いたします。

続きまして、すぐ下の項目でございます。事業別概要は 22 ページ下段を御覧ください。戸籍住民基本台帳費、事業名が（住民登録関係事務費）でございます。補正額 273 万 4,000 円について御説明をいたします。こちらにつきましては、2 点の要素がございます。1 点目は、先ほど説明いたしました戸籍事務費と関連した作業になります。戸籍の記載事項に、氏名の振り仮名が新たに追加されることとなったので、仮の氏名の振り仮名を、住民基本台帳ネットワーク、いわゆる住基ネットから取り込みまして、戸籍の付票システムに登録するための作業委託の経費となっております。戸籍の振り仮名の一連の作業ではありますが、戸籍の付票は、住民基本台帳法に基づく事務ですので、住民登録関係事務費で計上をしております。2 点目は、住基ネットの端末等、端末等といいますのは、パソコンやサーバー機器のことですけれども、この端末等、令和 6 年 11 月に更新予定でしたけれども、自治体基幹システムの標準化に係るシステム開発の遅れによりまして、端末等の更新を、令和 7 年 3 月に延期することといたしました。端末等は、リース契約終了後は無償譲渡となりますけれども、保守が必要ですので、その経費を計上しているものでございます。財源は全て一般財源でございます。

続きまして、すぐ下の項目でございます。事業別概要は 23 ページ下段を御覧ください。コンビニ交付関連事務費、事業名が（コンビニ交付関連事務費）でございます。補正額 754 万 8,000 円について御説明いたします。本市は、先ほど部長も申し上げましたけれども、平成 29 年 6 月から、住民票等の証明書の発行箇所と利用時間の拡大による、市民の利便性の向上を目的に、コンビニ等にあるマルチコピー機による証明書交付サービス、いわゆるコンビニ交付サービスを開始いたしました。事業別概要の事業の内容に記載しておりますけれども、コンビニ交付の取扱件数は年々増加しており、令和 5 年度は 5 万 923 件で、全ての証明交付件数の約 25.6%となっております。このマルチコピー機を本庁舎に 1 台、総合支所に 1 台と、窓口付近に設置して御利用いただくことで、住民の皆さんの利便性の向上とともに、窓口の混雑の緩和を図るものでございます。総合支所用の 1 台は、状況を見ながら、総合支所に順次移設していくこととしております。また、コンビニ交付の利便性を体験していただきまして、以後は、身近なコンビニ等で御利用いただくようになるということを期待しているところでございます。予算の内容は、マルチコピー機 2 台、初期費用ですとか、操作説明員配置に係る経費となっております。財源は、経費の 2 分の 1、377 万 4,000 円が国のデジタル田園都市国家構想交付金となります。

続きまして、次の下の項目でございます。事業別概要は 23 ページ下段を御覧ください。個人番号カード関連事務費、事業名が（個人番号カード関連事務費）でございます。補正額 361 万

6,000円について御説明いたします。これは、令和5年度の歳入で受け入れました、国のマイナンバーカード交付事務費補助金が過大だったため、今年度で返還するものでございます。経緯でございますが、令和6年3月に、概算で令和5年度の補助金の交付申請を行いまして、4月に、事業実績報告書を提出し、その実績報告書に基づいて、補助金の概算払いを受けたわけですが、補助金の再確定を提出する際に、補助対象経費の3項目で、実績の額と相違があり、差引きしましたら、返還金が生じたものでございます。私たちの仕事は、正確性が求められる中、チェック機能が働いておらず、このような結果になってしまったことは、誠に申し訳なく思っております。以後、このようなことがないように、二重、三重の確認を行いまして、正確性を期していきたいと思っております。財源につきましては一般財源でございます。説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 米澤支所長。

○米澤裕治福部町総合支所長 福部町総合支所、米澤です。続きまして、資料1、3ページ、一番下の項目を御覧ください。予算書は43ページ、事業別概要は55ページ上段を御覧ください。教育費、保健体育費、体育振興費、鳥取砂丘らっきょう花マラソン開催費、補正額67万1,000円について説明いたします。これは、福部町が毎年、ラッキョウの花の開花時期に合わせて開催する、鳥取砂丘らっきょう花マラソン大会において、会場となる鳥取砂丘オアシス広場の既設のトイレが使用不可となったことから、仮設トイレと手洗い棟の設置、くみ取り等を行うための費用を補正させていただくものです。このマラソン大会は、今年で、今年度で38回を迎え、今年は10月27日日曜日に開催を予定しています。オアシス広場には、3か所に27基、内訳としましては、男性用が15基、女性用が9基、身障用が3基の既設のトイレがあり、例年、追加で4基の仮設トイレを設置し、マラソン大会を開催してきました。しかし、今年度になってから、会場の使用許可申請の際に、施設を所管する鳥取県から、参加者数に応じた仮設トイレの設置を求められ、このたび補正対応させていただくことになったものです。追加設置の理由としましては、既設のトイレの処理能力は、もともと432人分しかなく、大規模な大会やイベントを開催する場合は、主催者側で、来場者数を賄える仮設トイレを設置するよう、県の方針が改められ、今年度より徹底されることになったと伺っています。財源は一般財源です。説明は以上です。

◆砂田典男委員長 北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。予算書11ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正として、上から4項目めにあります総合窓口管理事務費を追加したいと思っております。説明につきましては、事業別概要62ページ、債務負担行為の概要を御覧いただきたいと思っております。それでは、9月補正予算の債務負担行為の概要について説明させていただきます。事業名は、総合窓口管理事務費、これは、市民課が担当する市民総合窓口の管理事務費となります。限度額は2億7,280万4,000円、期間は、令和7年度～9年度の3年間、財源は一般財源でございます。

資料の中段にあります事業の内容でございますけれども、市役所本庁舎で行う市民課総合窓口及び総合案内業務の包括委託でございます。委託の内容ですが、証明書の発行業務、証明手

数料の徴収事務業務、総合案内、フロアコンシェルジュ業務となっております。現在の委託期間が令和7年3月末で終了するため、次の委託期間といたしまして、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間としております。令和7年度以降の委託内容の変更点は、現在の委託内容を基本としておりますけれども、マルチコピー機1台を設置する予定としておりますので、その案内、操作サポート業務、手数料の収納業務を仕様に加えております。

債務負担行為の限度額として2億7,280万4,000円の根拠でございますけれども、今年度、令和6年度の委託料8,494万1,000円の3年間分、2億5,482万3,000円に、給与の上昇率でありますとか、物価高騰を加味いたしまして算出した額を限度額としているところでございます。

この債務負担行為の提案に当たりましては、本市の市政改革推進本部に位置づけております総合窓口部会において、これまでの委託による効果を検証いたしまして、令和7年度以降の運営形態、委託期間について、市政改革推進本部において、合意形成を図っているところでございます。今後の取組としましては、本会議で債務負担行為を議決いただきましたら、速やかに公告を行いまして、11月にはプロポーザルを行いたいと考えております。プロポーザルに当たっては、サービス面はもとより、地元の雇用にも重点を置きたいと考えております。

今回の限度額は、あくまで3年間分の委託料の上限でございますので、民間事業者からの提案及び提案金額を審査した上で、年内には、次期委託事業者の選定を終えたいと考えております。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

◆砂田典男委員長 御説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 福部町総合支所長さんにちょっとお尋ねしたいんですけども、これには、今のオアシス広場のトイレは使えないですかね、その大会のときには。併用して使われるのか、それとも、何かこれには使えないためって書いてあるんですけど、ちょっと確認をお願いします。

○米澤裕治福部町総合支所長 委員長。

◆砂田典男委員長 米澤支所長。

○米澤裕治福部町総合支所長 福部町総合支所、米澤です。現在、一般利用には使えるトイレとなっております。日々メンテナンスもされておりますが、大規模な大会等行うときには、そのトイレは使わずに、参加者分のトイレは主催者側で準備してもらうように徹底されたというふうに伺っております。

◆上杉栄一委員 それは後半の質問で。

◆西尾彰仁委員 すみません、分かりました。はい。ちょっと行き過ぎた。了解、分かりました。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、ここで、説明の終了した部署は、ここで御退席ください。

議案第 105 号鳥取市手数料条例の一部改正について（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、議案第 105 号鳥取市手数料条例の一部改正について、執行部より御説明お願いいたします。北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。議案第 105 号鳥取市手数料条例の一部改正について御説明いたします。付議案の 9 ページを御覧ください。資料 2、総務企画委員会付議案等説明資料は、2 ページ～5 ページにかけて、改正の概要ですとか、新旧対照表をつけておりますので御覧ください。

先ほど、9 月補正のコンビニ交付関連事務費を御説明いたしました。本庁舎や総合支所に、マルチコピー機を設置したいという説明をさせていただいたところですが、本条例では、このマルチコピー機を、多機能端末機と定義をしておりますけれども、このマルチコピー機を設置することに関連して改正するものでございます。手数料条例は、地方自治法第 227 条の規定に基づいて徴収する手数料について、必要な事項を定めております。そして、手数料条例の別表第 1 は、手数料を徴収する事務の種類と額が規定されています。資料 2 の 3 ページ、新旧対照表にあります別表第 1、171 項は、印鑑証明の額を規定しており、窓口での交付手数料 300 円、多機能端末機、いわゆるマルチコピー機で取得する場合は 250 円と規定しております。改正前の額欄を見ていただきますと、多機能端末機の定義を、市の使用に係る電子計算機と電子通信回線で接続された機械であって、市以外の者が設置したものをいう、以下同じというふうに補足しております。9 月補正のコンビニ交付関連事務費で御説明したとおり、本市がマルチコピー機を設置するに当たりまして、この市以外の者が設置したもののっていうのを、この機械は、証明書その他書類の交付を受けようとする者が、自ら必要な操作を行うものとして設置されたものに限る、こういった内容に改めるものでございます。

本市は、平成 29 年 6 月から、コンビニ交付サービスを開始しておりますが、その当時は、マルチコピー機は、コンビニやスーパーの事業者が設置するもので、市が設置することを想定していなかったため、市以外の者が設置したものをいうという条文になっているものでございます。また、この以下同じといいますのは、マルチコピー機により交付を受けることができる、新旧対照表のずっと下のほう見ていただけますと 173 項の住民票、戸籍の付票の写し、177 項が戸籍謄・抄本、185 項の所得課税証明書についても同じということでございます。

施行期日は 10 月 1 日としております。説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第 106 号鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について（説明）

議案第 116 号財産の無償譲渡について（説明）

◆砂田典男委員長 では、次に、議案第 106 号鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、それと、議案第 116 号財産の無償譲渡について、一括して執行部、御説明をお

願います。小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課の小森です。議案第106号と議案第116号は、いずれも、市の集会所であります用瀬町山口集会所を、地元は無償譲渡するための関係議案でございます。

山口集会所につきましては、昨年の12月に、地元山口部落より、市に譲渡要望書が提出されたことを受けまして、譲渡に向けた手続を進めているところでございます。本年6月補正予算に、譲渡前の修繕費を計上させていただきまして、この修繕が8月に完了しまして、譲渡の条件が整いましたので、このたび、市の集会所として廃止するための条例改正と、施設の無償譲渡についてお諮りをするものでございます。

議案が前後いたしますが、議案第116号の財産の無償譲渡についてから御説明をいたします。付議案は43ページになります。山口集会所は、用瀬町安蔵150番地でございます、鉄骨2階建て1棟でございます、延べ面積は162.5平方メートルでございます。昭和60年3月に、国の補助金と起債を活用して整備したものでございますが、築後39年がたちまして、国が定める施設の耐用年数が経過しておりますし、起債の償還も既に完了をしておりますので、譲渡に伴う補助金等の返還は、不要な施設となつてございます。

譲渡の相手方でございますが、用瀬町山口部落の部落長、山下芳彦様でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づきまして、財産を無償で譲渡することにつきまして、議決を得ようとするものでございます。

続きまして、付議案11ページの議案第106号は、鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。山口集会所を地元へ譲渡するに当たりまして、鳥取市集会所としての位置づけを廃止するため、鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例から、山口集会所を削除する一部改正を行うものでございます。

以上、2議案の議決をいただきましたら、本年10月をめどに、山口部落と無償譲渡契約を締結しまして、施設を譲渡していく予定としております。説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第107号鳥取市印鑑条例の一部改正について（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、引続きまして、議案第107号鳥取市印鑑条例の一部改正について、執行部より御説明をお願いいたします。北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。議案第107号鳥取市印鑑条例の一部改正について御説明いたします。付議案が13ページでございます。資料2の6ページを御覧ください。

印鑑登録は、印鑑により、個人を証明する制度で、鳥取市印鑑条例に基づいて行う自治事務でございます。

2の改正の内容でございますが、今回、印鑑条例の内容2点の改正を提案させていただきます。

した。1 点目は、5 条第 3 項の改正についてでございます。5 条は、登録申請の確認について規定をしております。印鑑登録証明書は、土地の登記や自動車の購入、ローンの契約など、重要な取引に使用されるものであるため、登録に関する手続には、厳格な本人の意思確認を行う必要があります。印鑑を登録するときに、本人以外の方が委任状を持参して申請する場合や、本人が来庁されても、顔写真つきの身分証明書を持参されていないときは、即日登録することができません。その印鑑登録申請が、間違いなく本人の意思に基づくものであるということを確認するために、照会文書を住所地に郵送し、その後、意思を認めたことを証する回答書を持参していただき、初めて登録というふうになります。その回答書を持参していただく期限が、現在 2 週間以内となっておりますので、この期限を、30 日以内に改正するものでございます。

この改正の理由といたしましては、令和 3 年 10 月から、郵便局の普通郵便の土・日配達が休止となったことなどにより、郵便物の到着日数が延びておりますので、手続に費やすことができる日数が減ってきていることや、自然災害等の増加によりまして、郵便物の遅延等も今後増加することが考えられまして、照会書の郵送が遅れることが想定されます。また、昨今単身の高齢者世帯の増加や施設入所などで、県外や市外在住の近親者が、委任状により、代理で印鑑登録申請・変更、再交付などをされるようなケースが増えております。回答の期限が、例外なく 2 週間以内ですと、非常に短いため、代理人にとっては、再度来庁することが負担となっており、苦情を受けることも多々ございました。登録に関わる方の負担軽減、市民サービスの向上を図るため、文書照会の期限を 2 週間以内から、30 日以内に変更するものでございます。

2 点目は、第 14 条の改正です。第 14 条は、多機能端末による登録の証明について規定しております。改正の理由は、先ほど、手数料条例で説明した内容と同じで、多機能端末機の定義の補則で、市以外の者が設置したものについていうところを、証明書その他書類の交付を受けようとする者が、自ら必要な操作を行うものとして設置したものに限るに改正するものでございます。

施行期日は 10 月 1 日としております。説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第 114 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、引き続きまして、議案第 114 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、執行部、説明をお願いいたします。山名課長。

○山名常裕地域振興課長 地域振興課、山名でございます。議案第 114 号 関係、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明いたします。付議案は 37 ページ、資料 2 は 10 ページをお開きください。辺地法の規定に基づきまして、鳥取市高路辺地に係る公共的施設の総合整備計画を、一部事業追加により変更するものでございます。

なお、下記の 1 番～3 番の辺地等についての説明につきましては、これまで委員会で説明さ

せていただいておりますので、このたびは割愛させていただきます。お読み取りいただければと思います。では、11ページをお開きください。

鳥取市高路辺地についてでございますが、ここに記載のとおり、辺地の人口が123人、面積が6.84平方キロメートル、辺地度点数が105点ということで、辺地の要件を満たした、該当する地域でございます。

このたびの事業の変更内容につきましては、林道高路岩坪線の舗装工事の実施に伴うものでございまして、右側の変更後の表を御覧いただきまして、計画期間を、令和4年度から令和6年度までの3年間といたしまして、この表の中段の事業になりますが、事業費を2,076万、特定財源を1,127万5,000円、一般財源を948万5,000円、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を940万円ということで変更するものでございます。説明は以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等がございますか。

（「なし、ありません」と呼ぶ者あり）

議案第115号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、引き続きまして、議案第115号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について、執行部、御説明をお願いします。山名課長。

○山名常裕地域振興課長 引き続き、地域振興課、山名です。議案第115号関係の鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について御説明いたします。付議案は39ページ、資料2は12ページをお開きください。過疎法の規定に基づきまして、鳥取市過疎地域持続的発展計画の一部を、事業を追加することにより変更するものでございます。

下記の3番、1番～3番までにつきましては、先ほどの辺地と同じように、これまでも委員会で説明させていただいておりますので、割愛させていただきます。

13ページのほうを御覧いただけたらと思います。13ページに、追加事業を掲載しております。まず、1つ目が、多鯰ヶ池弁天駐車場の舗装改良事業でございます。2つ目が、河原町の市道妙見線の崩落した石積みの復旧事業、3つ目が、同じく河原町の市道渡天神原線の舗装修繕事業、4つ目が、福部未来学園に電気を引き込む電気設備の更新事業、5つ目が、日置地区公民館の受電設備の設備事業、この5事業について、追加を行うものでございます。説明は以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第121号工事請負契約の締結について（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、引き続きまして、議案第121号工事請負契約の締結について、執

行部、御説明をお願いいたします。山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。そうしましたら、佐治用瀬一般廃棄物処理施設解体工事の請負契約の締結について説明をさせていただきます。付議案のほうは53ページで、資料のほうは14ページを御覧ください。

この請負契約の締結についてでございますが、解体します、この一般廃棄物処理施設につきましては、1番のほうに、経緯と目的と書いてございますけれども、その下のほうに、昭和48年3月に、この施設は稼働いたしまして、築51年たつというような古い建物でございます。平成13年には、この稼働は停止しておりまして、廃止後も23年がたっているというところでございます。令和3年9月には、施設の危険度の診断を行いまして、その結果、かなり危険度が高い、大地震の起こった場合には、倒壊するおそれがあるという判定をいただいております、このたび、6年の2月には、住民説明等も行いまして、この締結のほうに向けて進めているところでございます。

施設の概要につきましては、右側を見ていただければと思います。15ページのほうに移ります、工事の概要でございます。解体に当たりましては、飛散防止の対策を講じた上で、感染物、汚染物の除去、また、撤去、除去した汚染物の処理・処分も適切に行うなど、十分に配慮して行っておりまゐります。

契約金額、右側のほうですけれども、契約金額におきましては、設計書を基に、本年5月14日に、公募型の指名競争入札を、解体によりまして、解体工事の公募を行いました。7月30日に、入札を実施いたしまして、落札額が3億4,914万円で、藤原組・山田産業特定建設工事共同体と、契約に向けて現在準備を進めているところでございます。

工期につきましては、契約を締結した日から令和8年3月20日までの約1年半の工期を見込んでおるところでございます。説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、ここで、議案説明のみで報告のない部署は、御退席ください。

地域振興未来会議の設置について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、報告に入ります。地域振興未来会議の設置について、執行部、御説明をお願いいたします。山名課長。

○山名常裕地域振興課長 地域振興課、山名です。資料2の16ページを御覧ください。地域振興未来会議の設置について御説明いたします。

令和5年の6月、総務企画委員会におきまして、この令和7年3月末に設置期間を満了する地域振興会議の在り方について、新たな会議体を設置する方向で進めますということを報告させていただきました。その後、素案や方針案を各総合支所エリアに示しまして、各地域振興会議において御議論いただきました。そして、最終的に、各地域の了承を得て、このたび、新た

な会議体の形がまとまりましたので、報告させていただくものであります。

会議の名称は、表題にありますように、地域振興未来会議でございます。設置の目的につきましては、令和7年3月末に期限を迎える地域振興会議に代わる新たな会議体として、令和7年4月1日から、地域振興未来会議を総合支所区域単位で設置することとします。

会議の役割につきましては、1つ目が、地域課題や地域振興について調査・研究を行って、解決策について検討すること。2つ目に、市に対して、必要に応じて地域振興に関する提案を行うこと。3つ目に、地域未来プランの進捗管理を行うこと、地域未来プランについては、後で説明させていただきます。

会議構成は、委員は12名以下、会議内容、こちらは回数になりますけども、年6回程度。

先ほど申し上げました地域未来プランにつきましては、地域特性や地域資源を生かして、地域課題解決や活性化について、どのように取り組んでいくかを示すもので、令和5年度末に終了しました新市域振興ビジョンの施策を盛り込んだ中山間地域対策強化方針とも十分整合を図ってまいりたいと考えております。これは、支所単位で作成することとします。

現在、具体的な事業を示した実施計画と併せて、各総合支所でたたき台等をつくって、策定準備を進めているところでありまして、新たな会議体と併せて施行をしていきたいと考えております。

スケジュールにつきましては、今後10月以降、各総合支所において、新たな会議体の委員の公募・選任を行います。2月下旬に、また総務企画委員会において、委員の選任等に関して報告を行いたいと考えております。そして、令和7年4月1日付で、地域振興未来会議開始の運びとなるスケジュールでございます。このような形で進めて参りたいと考えておりますので報告させていただきました。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等がございますか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 ちょっと2件、お聞かせいただけないでしょうか。地域未来プランっていうのをつくられるということで、私、たしか一般質問で、新市域振興ビジョンを、新たなプランをつくられたらどうかって言ったときに、中山間地域に対する強化方針に統合するような形があったんですけども、これいいことなんですけども、どうしてこう変わってきたのか、その経過と、もう一点は、この地域振興未来会議は、設置期間が定められてないんですけども、その辺について、ちょっと教えていただけないでしょうか。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 西尾委員さんのほうから御質問いただいた、1点目ですけども、中山間地域対策強化方針との関係性についてです。まず、新市域振興ビジョンは、令和5年度末で終了となりました。それで、その後、新たなビジョンは、策定はしてないんですけども、それぞれ、新市域振興ビジョンに規定されていた各総合支所エリアの事業で、それを一旦、その中山間地域対策強化方針のほうに、個別具体的な事業を織り込むような形でまとめさせていただく、これは、議会のほうでも答弁させていただいております。

そのときに、併せて答弁させていただいたのが、たしか西尾委員さんからの御質問で、まと

めてしまうと、総合支所エリアの事業が見にくくなるんじゃないかっていうようなお話がありました。そういったこともございましたので、各総合支所ごとに、それぞれの地域課題も別、個別具体的にありますし、また、地域資源も、それぞれ特色のあるものがあります。それらを付加して地域振興を図っていくっていうことを目的として、支所ごとにつくってこうと、そういうことになりまして、このたび、地域未来プランという形で定めさせていただいたものであります。

それと、設置期間については、具体的に定めは設けておりませんが、委員任期を2年とさせていただいております。これまで、地域振興会議は10年間のスパンでございましたが、10年間の間に、大きく地域の状況なり、課題とか変わってまいります。ですので、この委員任期の2年をスパンとして、それぞれの地域で、新たに2年間、令和7年から2年後に、この会議がどうだったのかっていうのを検証を設けると、2年ごとに検証を設けていって進捗をしていこうと、そういった考えで進めていきたいと考えております。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。そのほかの委員の皆様で。柳委員。

◆柳 大地委員 委員の選出について教えてください。これ、公募・選任ということですけど、これは、最終的に決めるのは誰になりますでしょうか。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 最終的に、支所のほうで、まずは委員の選任をしていきます。それで、公募委員もありますし、あと、女性の登用割合も、市の規定に基づいて行っていくこととしております。最終的には、市長が委嘱するという形になります。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 そうすると、ある程度、その選出基準みたいななんも、既にあるというような感じでしょうか。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。選出基準といいますか、内規のほうでですね、先ほど言いましたような基準は設けてやっていっておりますが、各総合支所のほうと話しておりますのが、今回のこの新たな会議体というのは、地域振興を図っていくところが大きな目的になってくるかと思います。ですので、従来の、例えばその団体の推薦といったような形は、なるべくやめにして、その地域振興に積極的に関わっていただいている方を、どんどん登用していこうと、そういったことを考えております。また、女性の委員登用っていうことも、どんどん進めていきたいっていうことを考えてますので、そういったことにも、今4割以上っていうふうな規定があります。それも進めていけるような形で、柔軟な形を取っていききたいなと思ってます。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 最後、要望っていうような形なんですけど、やっぱりこれ、地域振興未来っていうのもついてると思いますので、やっぱり男女っていうところもそうですし、あと、年代も、各地域で20代、30代、もしくは10代でもすごい動いてる方もいると思うので、こう積極的に、そういう委員に入れて、委員の中に、いろんな年代がいて、男女もいろいろっていうような、何かそういうような形になるように、ぜひ要望としてお願いいたします。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。その委員なんですけども、従来は、何か充て職じゃないですけど、そういうようなことがあったけど、今回は、これからのこの部分については、その辺は緩くなったというかっていうことなんですけど、これ一応、12人以下になってますよね。これ、希望の方がそれ以上出てきたりすると、どうやって選ぶんですかね。誰が、それは、支所が選考されるってことですか。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。支所長の判断で選出いたします。それで、あくまでも、各総合支所ごとに、どういった方を選ばれるかっていうのは変わってはくるとは思うんですけども、地域振興に積極的に関わっておられる方っていうのは、どの支所エリアにもいらっしゃいますので、そういった方を入れたいということ。あと、先ほど柳委員さんがおっしゃいましたように、若者を入れたいっていう思いを、どの支所長さんも持っておられます。ですので、若い方をどんどん登用して行って、未来という言葉がつかますので、地域の未来が考えられるような会議体にしていきたいなっていう思いは持っております。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 地域振興会議は、一応条例でこう位置づけられとったんですけど、この地域振興未来会議、これは、どういうふうな扱いになるんですか。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 要綱設置で行います。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 2年ごとに検証してっていうお話もあったんですけど、言われるように、本当に若い人とか、本当に幅広い方に参加していただけるように、声かけ等々もお願いしていただきたいと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 中山間地域の活性化なり、合併町村の活性化というのは、ずっと叫ばれておるんだけど、問題は、看板の付け替えだけではどうしようもないわけで、それで、問題は、今までの地域振興会議の総括はしっかりやっておられるんですよ。その総括を踏まえて、新たに、地域振興未来会議ということになってくるとは思うんですよ。だけど、側から見ておると、この合併して何ぼだ、16年ですか、16年ぐらいか。

（「20年」と呼ぶ者あり）

◆長坂則翁副委員長 本当に、最初は地域審議会から始まって、地域振興会議、この総括なくして、地域振興未来会議はないと思うんですよ。だから、今までのやってこられたことに対して、どのような総括をされて、次のステップに踏み込んでいくのか。今も話もあったんですけど、実は、視察に出ても、若者会議だとか、様々なやっぱり若い皆さんを入れてやる、高校生議会だとか、いろいろあったんですけども、やっぱり、若い人は入れるべきだと思いますね。ですから、問題はやっぱり、側から見ておると、この間の地域審議会なり地域振興会議が、本当にどうだったのかっていう辺りをしっかり総括して、次の段階に踏み込んでいただきたいな、

何かあれば、おっしゃってください。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。ありがとうございます。長坂委員さんがおっしゃいましたとおり、地域振興会議が、この10年間という長きにわたって、開催してきておったわけでございます。一昨年ですね、令和5年度は、この委員会で、新たな会議体の設置方針を進めるということと報告させていただいた前段にもですね、各地域振興会議のほうで、今までどうだったのか、果たして、これ、どういう会議体として進んできたのかっていう話はやってきておりまして、その中で様々ないろんな課題が出てました。例えば、市長に対して意見書を提出するっていうことがあるけども、そういったことは、今までやって来てないよねとか、あと、どうしても市からの伝達だけで終わる会になってしまって、意見交換が活発に行われてないよねとか、そういったこととかもありました。やはり、ただ共通して、各地域振興会議から出されていたのは、やはり、それぞれの地域の持つ、いろんな地域資源っていうものを、改めて再認識して、それをどうやって活用していけるのかっていうのを、若い視点、あと、女性の視点、そういったものも、もう少し考えて、柔軟な形で考えていけるような会議体にできたらいいなというような意見をたくさんいただきましたので、そういった意見を踏まえて、今の形に持っていかせていただいているっていうようなこともございます。また、これからも、この会議体でスタートした後、逐一、そういった検証は行っていきたいなというふうに思っております。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。ほかの委員の皆さんもよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、これで、市民生活部を終わります。執行部の皆様、お疲れさまでした。

【出納室】

◆砂田典男委員長 それでは、引き続きまして、出納室に入ります。

審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明をお願いいたします。横尾管理者。

○横尾賢二会計管理者兼出納室長 会計管理者、横尾です。よろしくお願いいたします。補正予算説明資料のほうは2ページ、事業別概要は54ページになります。事業別概要を中心に御説明したいと思います。このたび、出納事務費として、1,540万4,000円を計上しているところでございます。補正内容につきましては、事業別概要の右側に記載しておりますが、その背景が分かりづらい内容ですので、簡単に御説明したいと思っております。物品の購入であったりとか、リースであったりとか、工事費用など、公金を支払う場合には、相手方の口座に振込するという方法が一般的でございます。ですが、そもそも、これまで公金の振込に関しましては、指定

金融機関に振込手数料っていうものを支払っておりませんでした。これは、全国的に、どの自治体も同様の状況ですが、背景には、自治体は、言わば大口預金者でもあるといった理由などから、手数料は取られていなかったということでございます。

しかし、長期間低金利が続きまして、一時はマイナス金利になったこともあり、銀行としては、預金で集めたお金を貸し付けて利益を上げるということが難しくなったということがございます。そのため、全国的な動きとして、銀行としては、その都度必要な手数料を頂くという流れになっているものでございます。事業別概要の右側の上のほうにあります、令和4年3月29日付、総務省通知というのも、公金収納等の事務の経費負担の見直しを求めているものでございます。

今回の補正は、この10月から、銀行間のネットワークシステム手数料としまして、他行に公金を振り込む場合に、これまで無料だったものが、税抜きで、全国一律62円の手数料が新たにかかるようになったことから、銀行自身の手数料含めまして、振込手数料を支払う経費を計上することとなったものでございます。同様に、全国の銀行が、金額の過多はございますが、共通のシステム手数料62円に、プラスアルファの自行の手数料を頂くように動いているところでございます。

本市のほうでは、県や他の3市と連携して、指定金と交渉してまいりました。最終的に、県内各自治体の指定金融機関は、同じ手数料となりまして、1件当たり、自行が税抜きで100円、他行宛てが税抜きで162円となったところでございます。振込件数は、トータルで10万件程度見込んでおります。自行宛てと他行宛ての振込の割合は、これまでの実績から、自行宛てが1、他行宛てが2の、1対2の割合で見込んでいるところでございます。説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

公金の運用状況について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、報告に入ります。公金の運用状況について、執行部、説明をお願いいたします。横尾管理者。

○横尾賢二会計管理者兼出納室長 会計管理者、横尾でございます。報告事項ということで、公金の運用状況のタイトルの資料を御覧いただけたらと思います。これにつきましては、例年、決算認定に併せて報告させていただいているものでございます。

まずは、歳計現金の運用状況についてです。令和5年度も、残高に余裕がなく、定期預金を行いませんでしたが、今年度は、ある程度の残高の余裕が見込まれているため、3か月程度の短期ですが、数十億円程度の預託を行うよう、今現在準備をしているところ、進めているところでございます。金利は上昇局面ですが、短期ということもありまして、どの程度の利率になるかは分かりません。仮に、0.1%で3か月であれば、10億円で25万円程度の利息が見込まれるというところになります。

次に、基金の運用状況ですが、令和5年度は、預金2億円、債券は18億9,941万3,000円運用いたしました。預金につきましては、利息はまだ低金利のため、大して運用益は出ておりません。債券につきましては、2,464万6,000円の運用益を上げているところでございます。

現在の利率が上昇傾向にございますので、できるだけ高い利回りで運用ができるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。報告は以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

（「ありません、なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 なければ、以上をもちまして、総務企画委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

委員の皆様は、少しお待ちください。

午後3時51分 休憩

午後4時14分 再開

◆砂田典男委員長 それでは、ただいまから、総務企画委員会を再開いたします。

本日の委員会の中で、令和6年第6号文化施設建設についての請願書が提出されていまして。その中で、委員会の中で、請願者を招致して、参考意見を聴くというように一旦決めていしましたが、後の協議で、その必要はないじゃないかっていう意見が大多数ありましたから、参考人としては呼ばないということで、委員会で正式に決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 じゃあ、そのように決めさせていただきます。

以上で、総務企画委員会を終了いたします。皆様、御苦労さまでした。

午後4時15分 閉会

令和 6 年 9 月 定例会 総務企画委員会

(議案説明、請願・陳情審査、報告)

日時：令和 6 年 9 月 6 日（金）午前 10：00～

場所：本庁舎 7 階第 1 委員会室

総務部・危機管理部

◎議案【説明】

- ・ 議案第 93 号 令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算（第 3 号）【所管に属する部分】
- ・ 議案第 104 号 鳥取市税条例の一部改正について
- ・ 議案第 120 号 工事請負契約の締結について

◎報告

- ・ 報告第 24 号 令和 5 年度の決算に基づく健全化判断比率について（行財政改革課）
- ・ 報告第 25 号 令和 5 年度の決算に基づく資金不足比率について（行財政改革課）
- ・ 公共施設包括管理委託の優先交渉権者の決定について（資産活用推進課）
- ・ 支払督促の申立てについて（収納推進課）

◎請願・陳情【質疑・討論・採決】

< 請願（新規） >

- ・ 令和 6 年請願第 5 号 日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出を求める請願

< 陳情（新規） >

- ・ 令和 6 年陳情第 3 号 母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する意見書の提出を求める陳情

企画推進部

◎議案【説明】

- ・ 議案第 93 号 令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算（第 3 号）【所管に属する部分】

◎報告

- ・ 報告第 23 号 公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について
(政策企画課)

- ・「第2期鳥取市創生総合戦略」及び「デジタル田園都市国家構想交付金事業」の令和5年度実績報告について（政策企画課地方創生推進室・デジタル戦略課）
- ・旧本庁舎跡地工事に伴う市民会館の対応について（文化交流課）
- ・新たな文化施設の整備に関する基本構想の策定について（文化交流課）

◎請願【質疑・討論・採決】

< 請願（新規） >

- ・令和6年請願第3号 現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう国に意見書をあげるよう求める請願
- ・令和6年請願第6号 文化施設建設についての請願書

市民生活部

◎議案【説明】

- ・議案第93号 令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）【所管に属する部分】
- ・議案第105号 鳥取市手数料条例の一部改正について
- ・議案第106号 鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ・議案第107号 鳥取市印鑑条例の一部改正について
- ・議案第114号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- ・議案第115号 鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について
- ・議案第116号 財産の無償譲渡について
- ・議案第121号 工事請負契約の締結について

◎報告

- ・地域振興未来会議の設置について（地域振興課）

出納室

◎議案【説明】

- ・議案第93号 令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）【所管に属する部分】

◎報告

- ・公金の運用状況について（出納室）